

第7回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第7回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成30年7月6日（金）午後1時30分～午後4時40分

3 開催場所

北杜市市役所 北館3階 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

埴喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

高尾康太（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

金丸哲也（金丸正幸代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

篠原充（学識経験者）

坂本清彦（学識経験者）

松平定之（学識経験者）

欠席委員

松本真由美（学識経験者）

事務局

土屋裕（建設部長）

小尾民司（農業委員会事務局長）

小澤永和（産業観光部農政課長）

小泉雅人（生活環境部環境課長）
植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）
日向武彦（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）
吉田武（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
小林勝己（産業観光部林政課林政担当）
浅川和喜（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

埴喜一郎
渡部義明

5 議事

提言（案）に対する検討について

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

29名 報道関係者 3社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

（事務局） 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。進行はまちづくり推進課長の植松が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は19人のご出席をいただいております。設置要綱第7条第3項により、会議は成立していることをご報告いたします。また、本日は松本委員より欠席の連絡をいただいております。また、事業者は株式会社カナマルの金丸委員の代理として金丸哲也様に、自然電力株式会社の佐々木委員の代理として同社の高尾様にご出席をいただいております。

本委員会の公開については、第4回の会議において公開すると決定しておりますので公開とさせていただきます。また、本日の傍聴人ですが、本委員会の開催について事前に公表を行ったところ、29名の傍聴希望者がありましたのでご報告いた

します。傍聴人の皆様には傍聴要綱を遵守されますようお願いいたします。また、報道関係者については、山梨日日新聞、八ヶ岳ジャーナル、東洋経済新報社でございます。報道関係者からは写真撮影、録音、テレビの撮影の申し出がありました。これを許可してもよろしいでしょうか。

(一 同) 異議無し

(事務局) それでは報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のないようお願いいたします。では、次第に従い進めてまいりたいと思います。なお、本日の会議の予定はあらかじめ通知に記載しましたが、概ね3時間とさせていただきます。午後4時半の終了の予定になりますのでご協力よろしくお願いいたします。

それでは、開会の言葉を坂本副委員長よりお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(副委員長) こんにちは。前回お休みさせていただきましてすみません。記録的な早さで梅雨が明けたと思ったら、今度は記録的な大雨が全国でということで、今日も非常にお足元が悪い中皆さんここに集まっておいただきましてありがとうございます。前回の内容を少しお聞きしたところ、いよいよ会議の内容が佳境に入っていくという形です。ですので活発な意見交換になると思います。

それでは、ただいまより第7回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開会いたします。

(事務局) ありがとうございます。続きまして、委員長よりあいさつをいただきます。篠原委員長よろしくお願いいたします。

(委員長) 皆さん改めましてこんにちは。本日は大変お忙しくお足元の悪い中、第7回目の検討委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回は国、そして県の関係者の方をお呼びしての質疑応答・議論ということでございまして、慣れない形式ではございましたが、委員の皆様には活発なご発言をいただき、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。本日は前回に続き、市民委員の皆様資料に基づいての議論の場になろうかと思いますのでよろしくお願いいたします。

話は少し変わりますが、熱戦を繰り広げておりますサッカーのワールドカップでございます。日本の活躍、そして世界ランキングの下剋上等の話題は豊富でございますが、少し視点を変えて、今回の大会よりテレビ判定が入ってまいりました。この判定で幾つかの審判の判定が覆ったという場面もございます。ルールなくしてスポーツは成り立ちません。また、今回こういうふうはこの大会を通じてはジャッジメントということが重要だと改めて考えさせられる大会でもございました。

本日の議論については、法令や条例等のルールに基づく議論の場になろうかと思っておりますので、委員の皆様には適切なジャッジメントを念頭に臨んでいただきたいと思います。ということをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。議事に入る前に、お手元の資料について説明をさせていただきます。説明については、担当リーダーの吉田より説明させていただきます。

(事務局) まちづくり推進課の吉田です。よろしくお願いいたします。資料の説明をさせていただきます。

配布資料一覧と書かれました資料をご覧ください。資料1から資料4という形になっております。

資料1については、前回の国の状況の説明資料についてでございます。国からの資料提供ということで依頼をしたんですけども、国から回答がなかったということで、同様の内容のものが資源エネルギー庁のホームページに公開されておりましたので、それを添付させていただきました。

資料2については、前回の県の状況についてということで、県のガイドラインの説明を県から資料としていただいておりますので、それを付けております。

資料3については、太陽光発電設備の確認の状況一覧ということになっております。6月の議会においても説明をさせていただいたところなんですけれども、FIT法の遵守事項である、フェンスや表示のないものを確認した状況でございます。5月までに392件確認しまして、表示のなかったものが145件、フェンス・表示のなかったものが51件ありましたという状況になっております。この状況については、国に情報提供を行っているところです。なお、件数については、現地で確認した件数ということになっておりますので、認定の数や申請の数とは比しておりませんのでご注意ください。

資料4については、本日欠席ということで、松本委員からの資料です。ご確認ください。

(委員 B) ちょっと質問してもよろしいですか。

(委員長) 資料についてですか。どうぞ。

(委員 B) 資料3について、どういうふうに捉えたか確認したいんですけど、「表示無し」とありますけど、表示がある場合でも内容が不完全なものがあるかと思うんですね。それはどこにカウントされていますか。

(事務局) まず、表示のないものを確認しており、内容については確認ができていない状況ではないです。表示のないものを確認し、それを国に情報提供している状況になります。

(委員 B) 実際、表示を見られたんならわかるはずですよ。

(事務局) 内容について確認した中で、表示不適切といったものがあれば、国に報告をしていきたいと思っております。

(委員 B) 同様に、フェンスについても必要な要件を備えていないようなものがあっても、そういうものはチェックはされているんですか。

(事務局) フェンスの状況についても、適切なものかどうかというのも確認した中で、付いているものでも不適切なものだということで、あればまたそういう形で報告していきたいと思っております。

(委員 B) わかりました。よろしくお願いいたします。

(委員 A) 6月7月くらいで大泉や長坂、その辺りは見れますね？

(事務局) 今、高根町と大泉町が6月に確認をしている状況ですので、また取りまとめをして、順次確認をしていきたいと思っていますので、また調査でき次第報告していきたいと思っています。

(委員 A) よろしくをお願いします。

(事務局) それでは議事に入ります。議長については、設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議長となるとしております。篠原委員長、議長としての議事進行よろしくをお願いいたします。

(議長) それでは議長を務めさせていただきます。スムーズな進行ができますよう、ご協力をお願い申し上げます。

次に、会議録について、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、会議の会議録を作成しこれを公表することとなっています。会議録には会議で指名する者2名以上の署名が必要となっております。会議録の署名には、埴委員、渡部委員にお願いしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

傍聴に関して、再度お願い申し上げます。会議の際の発言や拍手等、会議の妨げとなるような行為があった場合はご退場を願う場合があります。ご注意ください。

それでは、前回から引き続き市民委員の資料の提言案に基づいて議題を進めていきたいと思っております。進める前に、注意事項がございます。発電施設の個々の案件に関する非難や誹謗中傷等の発言は一切ないようお願いします。また、本日の議題がスムーズに進行するよう、委員の皆様には発言はできる限り簡潔にお願いするとともに、議題とかけ離れた発言等については、話の途中においても注意や静粛を促す場合があることをお伝え申し上げますので、くれぐれもご注意くださいと思っております。

議事の進め方ですが、提言案の資料の各項目ごとに一つ一つ質問や意見の発言を求めてまいりたいと思っております。また、個別の課題に対して、何が課題で何ができるか、その場合法令等に問題がないかなどについての議論が必要だと思っておりますので、そのような視点での議論をお願いいたします。

まず始めに、資料2ページの骨子案の項目1に移ります。それぞれの朗読は省略しますので、そのように進行のご協力をお願いいたします。

それでは1の対象について…

(委員 C) すみません。議題に入る前に前回の反省も含めてコメントしたいんですが。

(議長) 議事進行に基づいて、時間の限り行いたいのであとでお願いできませんか。時間の都合がございまして、いつも最後のほうはかなり詰まってまいりますので。

(委員 C) わかりました。あとで時間ください。

(議長) お願いします。それでは、1の対象について、ご意見・ご発言をお願いします。

(委員 D) それでは、第1項目について読んだ中でお聞きをしていくと。こういう形でよろしいですね。市民委員さんから案が出ているから、市民委員さんにお聞きするということがよろしいですね。

(議長) まず第1の対象というところがございしますが、それに関する意見、質問があれば

その発言でよろしいと思います。

(委員 D) それを項目ごとにやっていくという話ですか。

(議長) はい。

(委員 D) わかりました。それでは、第1項目について、私が今ちょっとわからない所があるものですから、お聞きしたいのですが、既に設置をしている所について、「改善を行うよう別途定めるもの」という格好があるわけですが、具体的な法律にしても条例にしても遡及という格好の中については、なかなか非常に難しいのではないかと思うんです。ですから、遡及適用についてどのようにお考えなのか、これについて一点お聞きしたいということと、設備を対象ということですが、届出などによれば設置者なのか事業者なのか所有者なのか、これについて説明をいただきたいなと思っています。

(議長) ただいまの委員Dの質問に対して、市民委員の皆さんの中でお答えできる方はいらっしゃるでしょうか。委員Eをお願いします。

(委員 E) すみません。ちょっとマイクがぼわっとして完璧に聞き取れなかったのも、もし違っていたら言ってください。ちょっと途中わからなかったのも。

まず、遡及に関してですけれども、これについては10を参照というふうになっているんですが、全く同じことを既に設置しているものに求めるというのは、やはり非常に無理な話だと思います。ですから、それに関しては別途内容を変えて、なおかつ通常は法律を施行したらすぐに適用されるわけですが、そうすると話が10番に飛んじゃうんですけど、10番に書いてあるように、実際に災害危険要因が今あるというものであるとか、実際は既に違法状態にあるもの、電気設備の技術基準に適合していないものは実はたくさんあるわけですね。

それを実際に設置する前に工事計画を出す必要がないので、事業者任せられているものなので、事故があって誰かが亡くなったとか家が流されたとなったときに、初めて過失責任を問われるというものについては、やはり既に危ないことがわかっている以上違法状態ですから、それに関しては猶予期間を設けて、例えば実際に何かを建替えて改修する必要がある場合は2年とか3年とか、そのことに応じてやるということを考えています。ですから、全くほかのことと同じではなくて、当然これに関しては、事業者の聴聞とか話し合いというものも必要でしょうし、明日からぱっと全部変えなさいということを考えていないので、基本的には別の条項を設けてやるということを考えています。

委員Fがいらっしゃるのに私が色々言うのもなんですけれども、民法に関しては刑法と比べれば、遡及というものはかなり柔軟に対応されているのが現状だというふうに私は理解しています。ですから、確かに遡及という部分はありますけれども、これに関しては全くほかのと同じではなくて、そういった災害危険要因を解消するという。そして、実際に既に違法状態にあるものを改善してもらおうと。あとは、高さや植栽に関しては、あとからやることもそんなに大きな負担ではないし、簡単にできることだろうということで一応加えさせていただきました。

あとからご質問のあった、設置を届けるのは事業者か所有者かという話は、事務局がお答えされたほうが良いと思うんですけども、基本的には事業者です。全て土地の所有者とか管理者とかではなくて、今例えば設置届出の場合には、管理者が委任状を持って代わりに届けたりはされていると思うんですけども、基本的にこの条例で想定しているのは事業者が届けるというのが原則です。

(議長) 以上でよろしいですか。

(委員D) 市民委員さんのお考えは仰ったことでよくわかりました。そこで、委員Fにお聞きしたいのですが、今私が1項目についてご質問させていただきました。それについて、市民委員の委員Eから説明がありました。この今の状況の中で、委員Fとしてのお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(議長) ただいまの質問と回答に関して委員Fからお願いします。

(委員F) 今の件は、内容によるとというのが私の考えでありまして、典型的には既に設置している施設を一回取り壊してとか、それから、高さを変えるために一回取り壊して、新たに投資をして作り直すという、財産的な負担を伴うことをもう一度やり直すと。逆に、過去の投資した部分を毀損させるという部分については、結構法的な問題があるのかなと。それは実質的に遡及しているのではないかというものです。過去のその当時の基準に基づいて適合設置したものをあとで取り壊すことになりますから、なかなか難しいのではないかと思います。

民法と刑法というお話があったんですが、これはどちらかというとな行政法の世界なので、公法ということで刑法に近いと思います。なので、違反してペナルティを伴う場合には、市に遡及的な内容であれば慎重に対応する必要がありますし、先ほど申し上げた財産的な損害を生じさせるというふうについては、過去のものに損害を生じさせることについては審議が必要であるというふうに思います。

それ以外、逆に将来の守るべきルールというところで、経済的な負担を限定的に実施し得るもの、要するに、事業をやっている中であとで規制が厳しくなってそれに対応しなければならないということがあるので、当然今の電気設備の技術基準に適合していないのであれば、その是正を求めるというのは、今は同意に基づいてやるということもできると思います。特に大規模なプロジェクトについて、プロジェクト全体の中で投資額が限定的であると評価できるような何らかの協力的な行為みたいなものを、将来について求めていくということは、検討の余地はあるかなというふうに思います。ですので、作った施設を壊せというのはちょっと難しいということと、ただ、例えば排水のところ、もう少し基準が明確である必要があると思うんですけど、よりこういう排水施設を作ってほしいとか、何かしらそういう将来に向かっての追加的対応措置を求めるということは内容によって、全体のプロジェクトとしてキャッシュフローや投資への影響が限定的であるといえる範囲において、可能ではないかと思っています。

(議長) ありがとうございます。これに関連することで何かございますか。委員Aどうぞ。

(委員 A) 委員Dからちょっと質問があったと思うんですけど、事業者のほうとしてこういうことに対してどういうふうに考えているのか対応できるのか、その当りの意見を委員長よりお願いします。

(議長) ただいまの内容で、事業者の中でコメントできる方はいらっしゃいますか。委員Gをお願いします。

(委員 G) まず1番目の対象については、こちらに提示されているこの3行のところまでは対象としては私も特に異議はないのかなと思っております。複数分割案件については、一団として合計出力として判断するというのをどこで判断するかなんですけど、確かに明らかにそう見受けられるものは判断できるとよいのかなと思うんですけども、条例にする以上、ここも定義されていなければいけなくて、土地が隣接していて事業者とどういう関係になっているのかというのが決められるのであれば決めて、そこを対象にするとよいのかなと思うんですけども、ここは定義の明確化が必要なのかなというふうに思っております。

遡及的に設備の追加の対策をしているという部分は、先ほど委員Fが仰っていたように、10項目目を書いてある、全て遡及的に対応させることができるかどうかということちょっと法的な部分の考え方が必要かなというふうに思っておりますが、追加的な対策で可能なものに関しては、私は求めていくというのは「あり」ではないのかなと思っております。架台の高さを全部一気に変えさせるというのは確かにハードルが高いのかもしれないですけども、例えば植栽の追加とか、雨水対策的な部分であれば、きちんとその数字の基準の根拠等が正しく示されていけば求めていくのも一つの手ではないのかなというふうに思っております。

(議長) ありがとうございます。委員Eどうぞ。

(委員 E) まず遡及に関してですけども、確かにこれは遡及ではあります。遡及と思って書いておりますが、ただ、今実際に必ず太陽光ができたことによって水が出る。今日もそろそろ出るんじゃないかと思って、道すがら行ってまいりました。支所の方が土嚢を運んでいてくださったのでまだ大丈夫でしたけど、明日あさってくらいは危ないんじゃないかと。そういう場所が実際にあるところをそのまま放っておいていいのだろうかというところが一番大きな問題で、ここに入れさせていただきます。

後は、砂防指定地内に設置されていたり、明らかに将来の危険があるということがわかっていながらそれをそのままにしておくというのは大きな問題ではないかというふうに思いまして、ここは特に防災上危険なもの、雨が降るたびにトイレが使えない、台所が使えない、非常に原始的な生活を強いられる人がいるというのをそのまま置いておいていいのだろうかというところで書かせていただいています。

そして、遡及に関して私が言うのも何ですが、産廃に関しても大きな問題がありました。埼玉県の所沢市の産廃銀座という所で。ここに関しては、既存の施設に関して全部遡及して法令を作ったことによって、そのあとの設置がほとんどなくなったという事実があります。ですから、その遡及をするに当たって、当然どれだけの

危険とか問題を除去する必要があるかというところの判断だとは思いますが。

先ほど仰った高さに関して、確かにその工事をし直すということに対してお金はかかると思います。ただ実際現実には、委員Fは行かれていないと思いますが、皆さんに見ていただいた五町田の所の両側に非常にそそり立った太陽光、あれは事業者が進んで45度を20度に変えました。それはなぜかというところ、45度では発電量が少なく非常に儲からないということで。ですから、決して高さを変える、若しくは角度を変えることが必ずしもマイナスでない場合もあるので、そこはやはり事業者も当然過去のことでですからバツサリ決めるのではなくて、猶予をもって話し合いのもとに、例えば3年以内に変えていくとか、そういったことを個々に聴聞の段階でやっていくということを考えています。

(議長) 委員Hどうぞ。

(委員H) 遡及の件について、大事なことですので委員Fに確認をさせてもらいたいんですが、一部聞き取りにくい部分がありましたら申し訳ありません。

まず遡及ですが、委員Fの仰るのは条例の中に罰則等を含めたことを決めた中で強制的に遡及して、新たに決められたことをさせることも可能であるという判断なのか。それとも、あくまで新しく決まった基準ですからそれらについては強制力はあるわけじゃなくて、その事業者等によく説明をし、理解を求めて協力してもらおうと、こういうことなのか。それはどちらだと。

(議長) 委員Fよろしいですか。

(委員F) 先ほどはどちらかというところを念頭に話をしまして、後者であれば法的には何の問題もないと思います。事業者の任意の協力ということであれば法的な問題はないので。問題は前者になります。前者で実質的に遡及的であれば、それが財産的なものを伴うものであれば法的には問題が出てくる。特に、繰り返しになりますが既に作った設備を取り壊せということについてはかなりの問題になるかというふうに思っています。

検討の余地があると申し上げたのは、実際には遡及適用でない場合ですね。つまり、将来にわたって事業を行っていく中で、途中で事業規制が厳しくなったと。例えば、排水についてより厳しい規制が入ったとか、植栽について景観の観点からより厳しい追加規制が入ったというところで追加の設備をどれくらいの費用負担で。事業を行う上で、最終的にはキャッシュフローを引いて事業計画を作っているはずですが。それがあとで大幅に狂うと、黒字だと思っていた事業が赤字になってしまうということがあり得るので、それもプロジェクトの規模とかに照らして、要するに黒字だと思っていた事業が赤字にということにならないように合理的な範囲で該当事業について対応可能な範囲の追加措置を求めるといことが検討の余地があると。

もう一つは、今委員Eからご指摘があった、目的というところが大事で、つまり安全性というのが一番追加措置が合理的であるという上では説得力があるお話です。事業が増えていく中で、従来の規制では足りなかったと。周囲の安全性を図るため

に、一定の排水なのか機械の公害防止なのか、そこはケースバイケースで実態によると思いますが、防災とかそういった合理的な必要性があって、結局としては将来なんですね。猶予期間を設けるといことなんで1年、2年、3年くらい置いて、それをきちんとこういう追加規制は守ってほしいと。これは、目的が合理的かつ程度が相当な範囲で必要最小限度であれば許容される余地はあるというふうに思っています。

(議長) 委員Hどうぞ。

(委員H) そうしますと、事業等全体を評価する中で、課題の負担のかかるものがなければ、それが遡った新たな基準に基づく負担をお願いし得ることも可能であるという判断でよろしいわけですね。ただ、それは色々難しい問題はありますけど、それらが可能であるという判断をしてよろしいでしょうか。

(議長) 委員F。

(委員F) 今申し上げたポイントの繰り返しなんですけど、目的の合理性あるいは重要性というところと、手段が相当な範囲かという要件を満たす内容において考えるというふうに考えています。

(委員H) ありがとうございます。それでは委員Eに質問させてもらいたいんですが、まず10kW以上という一つの数字的な基準を設けた根拠ということ。あとは、先ほど防災上の違法という言葉が何回か出てきたんですが、今現在あるもので違法というのはどういう法律の違法なのかということを知りたいなど。

(議長) お答えできますか。よろしいですか、委員Eどうぞ。

(委員E) まず、10kW以上という分け方については、資源エネルギー庁の導入状況の報道などで出ていますけれども、全てその分け方が10kW未満、50kW未満、500kW未満、1MW未満ということで分かれていますね。全部それによって法的なものがFITの内容が変わっていて、そこで基本的には10kW未満というのは必ずしも屋根ではないんですけれども、住宅用の屋根に付けるようなものということで、例えば運転開始期限は1年であるとか法的なものが変わっているんですね。ですから、通常今回私たちが問題にしている地上設置型というのは、10kW未満で、庭の片隅にほんのちょっとというのは減多にいないので、基本的には10kW以上を対象にしています。

特に北杜市で今設置されているのは96%が10kW以上50kW未満ですから、10kW未満は特に小さいですしほとんどが屋根ですから問題にはならないだろうと。ただ、今回10kW以上でも複数については一団として合計出力にするとしたのは、本当に少ない業者ですけど9.9kWを幾つも並べている人がいるんですよ。ですから、やはりその場合は抜け出てしまうのでそこは入れようということで一団ということをしました。

違法というのは、一つは先ほどの遡及の中で出てきたんですけれども、JIS規格ですね。架台の強度というのがJIS規格の8955を守るということと電機設備の技術基準の省令、解釈の中で決められています。ただ、これは低圧に関し

ては設置前にそのことを確認する手段がないんです。そういうふうにしてほしいと言うだけです。ですから、皆さんがいい人で守っているはずだという前提の法律なんですね。ただ実際に現実を見ると、それを守っていないであろうと思われる設備がほとんどだと見ています。私も一級建築士の方とかに色々どうですかと聞きましたけれども、ほとんどそれを強度計算してあれができていないと思えないと仰る方が多いので、違法であると断定はできません。私たちはそれを違法であると判断できる証拠も何も持っていませんから。ただ、そうではないかと思うところがあります。

それからあと分割案件です。平成26年4月以降は分割案件は原則禁止になりました。会社の名前を変えたり、家族の名義にしてもそれは分割とみなすということで、資源エネルギー庁のほうは言っていますけれども、実際に代表者が同じで会社名をたくさん変えたり、家族全員でやったりとか、そういうものがたくさん見られます。ただ、それが本当にそうかどうか。例えば、平成26年の3月31日に私は申請してますよと。4月1日ではありませんということを私たちは確認のしようがないので、違法ではないかなというふうには思っています。

(議長) よろしいですか。委員H。

(委員H) そうすると、違法というのはFIT法の範囲の中でその基準どおりにやっていないものが見受けられたと、こういうことでいいんですか。

(委員E) それだけではないです。例えば林地開発、先ほど言った水が出るという話がありましたけれども、非常に多く見られるのが、1ha以上ですと林地開発にかかるわけですがこれもこれが一つの業者じゃなくて10の業者だったり複数の業者がどんどん作って行って、気がついたら2haになりましたよということがたくさんあるわけです。そこには何の排水設備もないし、調整池も作られていない。そういうことがあるんですが、山梨県が基本は判断をするわけですがけれども、県としてはやはり水の流れが共有であるとかそういった判断基準があって、共同性の基準というのがあるって、たとえ違う業者であって複数の業者であっても皆が作ることによってそこに大きな水の流れができてしまう。下の家が埋まるとか、そういうことがあればそれは林地開発ですということになっているんです。ただ、順番に作られるので漏れていったということがいっぱいあるので、これもある意味林地開発逃れなので、違法行為だろうと私は感じています。

(議長) 委員Iどうぞ。

(委員I) 先ほどの委員Fと委員Hのやり取りの中で、意見を一言申し上げたいんですけども、市役所の指導要綱に沿って工事が進められる、あるいは国への申請に基づいて工事が進められる。その中には、柵の問題で費用弁償の問題が話されていましたがけれども、例えば私がこれは危険だねと業者さんに申し上げた事例が一つですけども、49kWのものを分けて並べて200kW近くのものを出している場合ですけどもね、柵は横に丸太を繋いでいただけなんですね。これも市の要綱上、市の指導ではよしという結果だったかと思うんですね。しかし、これは先ほどお話がありました

けれども、安全、命、これに関わる電気事業ですからこのへんをとにかく市の基本姿勢としてしっかりと対応していく。そして、またそういう色々な角度から子供の安全だとか火災の問題だとか、将来のこともございますし、そこを加味した厳密な施策をしていかななくてはならないというふうに思います。

話がちょっとずれますけど簡単に申し上げます。例えば市内にはたくさんのため池があって、そこを子供たちがプールと間違えて水遊びをして溺れて亡くなってしまったという事件が数年前あったかと思っています。これは、大人の思惑とは違って想定していなかったことが事故として起こったわけですから、太陽光の場合も縷々そういうことは考えられるわけで、そこを色々満たしてやっていく。もう少し議論を深めていく必要があるというふうに思います。

(議長) 1項目目の対象に関する議論が重なっていますが、これに関してございますか。

委員Hどうぞ。

(委員H) 委員Eにまたお聞きしたいんですが、10kWといますと面積はどのくらいになりますか。

(委員E) ざくっとですけれども、150㎡です。基本的にそれは設置する場所が斜面であるとか平地であるとか、それによって違いますけれども、だいたい15を掛けていただければ。

(委員H) それで、これは間違っていたらご指摘いただきたいんですが、私はこの問題はFIT法で認可というのは、あくまで技術的な問題とか発電に関することではないかと思っているわけですね。ところが、今我々が議論している北杜市で困っているということは、土地利用上の話ではないかと思っております。その場合、当然都市計画法をもとにした建築基準法とか県に宅地開発条例もあるし、北杜市のまちづくり条例もあるということですが、その範疇で私は考えてくべきかなと思っているんですが、その場合は小規模のものはそんなに影響はないんだけど、大規模になると色々影響があるので、例えば北杜市のまちづくり条例では1000㎡以上を対象にし、山梨県の宅地開発条例では3000㎡以上のものを対象にし、林地開発では1ha以上のものを対象にするという、こういう問題があるわけですね。

さっきの10kWのことなんですが、そうやって考えると、150㎡というのは非常に小さい面積なんで、果たしてそこまで小さいものを規制する必要はないのではないかということを考えるのですが、それはどうでしょうか。

(議長) 委員Eどうぞ。

(委員E) 10kW以上というのは、一つは今の指導要綱が10kW以上になっています。これもたぶんその発電設備の区分けで10kW以上というものが、基本的には事業用ではなく一般用電気工作物ですけども、今売電している発電施設に当たるということで10kW以上というのを挙げられていると思っています。

実際10kW以上ですけれども、ほとんどが49.9kWとか49.5kWとかなので、それを15kW以上にするのがいいのか20kW以上にするのがいいのかという議論はあるかもしれませんが、基本的な太陽光発電設備の分け方として、1

0 kW以上なのでこれをやることによって、11 kW、12 kWの人がものすごく困るということはほとんどないと思うんです。実際に今までの1,500以上の設置届を見ても、ほとんどが45 kW以上というくらいですから。

ただ、やはり法律というのは将来のことを考えなければいけないので、今後もしかしたら技術が進歩して10 kW以上でもものすごい発電量があって、そういうものが山ほどできる世の中になるかもしれないので、やはり今のそのエネ庁の分け方の10 kW以上ということと一緒に合わせておいたほうが、今後においてもいいのではないかとこのように考えました。

(議長) 1の対象という項目については…。委員Fどうぞ。

(委員F) 10 kW以上というところについて、それを対象として何らかの規制を作ること自体は可能だと思っているんですが、注意点としては、逆に小規模の太陽光ができなくなるような強い規制をするということについては慎重になる必要があるのかなと思っています。例えば、大規模な事業と小規模な事業で基準が同じだと、大きな事業についてはワークする基準であるが、小規模な事業については事実上ワークしない基準が出てくる可能性がある。これは個別ごとにそういった点を意識しながら議論する必要があるのかなと思っています。具体的には、例えば敷地境界から何m以上空けるべしというようなところは大規模プロジェクトであればそれは比較的簡単にクリアできると思いますが、小規模なものについてはなかなか実際問題としてそれが難しいというところがあると思いますので、その場合は少し業者で基準を変える必要があるかもしれない。そういった例はあると思います。周辺住民の説明対象というか距離感、もしかするとプロジェクトの大きさによって少し違うこともあるかもしれませんので。

(委員E) ちょっと項目が先までいかれていますが…。

(委員F) 1の項目について、要するに10 kW以上を対象にするということで、あとの個別項目についてケースバイケースでプロジェクトの大きさを考慮しながら考えていく必要があるのかなということをお願いしたという趣旨です。

(議長) 関連したので補足したんだと思います。3項目の③まで出てきていると思いますが、それでは1の対象について…。最後にどうぞ。

(委員E) 委員Fが北杜市の現状を今までどれくらいご覧になっているんでしょうか。そのへんでお話がもしかしたら違うかなと感じるのは、北杜市で96%が10 kW以上50 kW未満です。ですから形としては小規模です。しかしそれが1 MW以上、60件の分割案件まであります。ですから、そのへんが必ずしも10 kWから50 kW未満が小規模であるということはいえないということちょっと理解していただきたいです。メガクラスの50 kW未満がたくさんあります。そういう事実を考えて、この対象を考えているということをご理解いただきたいと思います。

(委員O) この対象の中は地上設置型を対象としていますか。それとも屋根上も例えば10 kW以上であればそれも対象という形ですか。そこだけちょっと聞きたかったのです。

(委員E) これはまだ骨子案なので、条例になったときにそのへんは詳しくやったほうがいい

いかなというふうに思っています。私たちが想定しているのは地上設置型です。実際、今指導要綱においては地上設置型と屋根というのは分かれていません。屋根上も全て設置届が出ています。ただ屋根上は1%ないくらいです。ですから、そこに関しては条例を作る段階で、若しくはここで提言案の中でもいいですけども、地上設置型というふうに考えたほうがいいのかないというふうに思います。ただほんの少しですけども、屋根上だからいいでしょうみたいな感じの、太陽光を設置するために屋根を作って載っているというのが最近時々見られるんですね。全く下には何もなくて脚を高くして「屋根上だぞ」みたいなものがあったので、ちょっとどうかないという気持ちはしていますけれども、それはまだ2、3件ですのでそれは特殊なケースと考えるかですけども、基本は地上設置型を考えています。

(議長) それでは、1項目目の対象についての議論はここで終わりにして、2項目目の「発電設備の設置は、許可制とする。」という項目について…。

(委員J) 1の対象について質問があるのですが。

(議長) これで最後でよろしいですね。

(委員J) 農地で発電するソーラーシェアリング、今合法的に認められるケースが結構増えているんですが、そうするとフェンスの問題とか、極端な話、田んぼの中に太陽光をソーラーシェアリングでやっている人もいます。下で耕作できるように3mくらいの高さにすると。そういうケースは合法ですよ。農地法違反の人もいますが、そうでない本当に合法でソーラーシェアリングを申請して設置している案件も増えてきているので、これから増えると思うんです。そうすると、この条例はそれを対象にするのかどうか、それに則って何か今後個別の項目に入れるのか、それとも最初の対象から除外するのか。そういうことも含めて質問です。

(議長) それは提言案を出している市民委員のほうへ質問ですか。

(委員J) そうです。

(委員E) 実はソーラーシェアリングのことはほとんど考えていませんでした。今の私の感覚としては、ソーラーシェアリングなどの屋根上は除外してもいいのかなというふうに感じております。今現実にそういった問題が起きているわけではないですし、農地であるということで場所が限られている一環ですので、私個人としては除外していいのではないかなと感じています。

(議長) それでは、「発電設備の設置は、許可制とする。」という2項目目に移りたいと思います。これに関してのご発言をお願いいたします。委員Dどうぞ。

(委員D) 申し訳ないけど私もよく聞こえないんですよ。

許可制ということになると、基本的に許可と基準は例えばどのようなことを考えているのか。基準を明確にするのはなかなか難しい部分があるから、その基準についてどのようなことを考えているのかということと、根拠法令というものがどこにどういうふうにもって許可制にするか。ここらへんについてちょっとお聞きしたいと思いますが。

(議長) 許可制とする基準について、お伺いしたいと思います。委員Eどうぞ。

(委員 E) 許可制の基準というのは、基本的には3番以降ということに実際なるかと思えます。今設置届出の段階でチェックシートというのが使われていると思います。これで事業者の責務というものがちゃんと行われているかと、チェックシートがあって、今は強制力はないんですけれどもただそういったもので、このあとの項目が全て条例に入ったとして、実際に説明会が行われたか、説明会の議事録なり結果報告書が出ているか、そして先ほどのJ I S規格であればそのJ I S規格を守っているか。強度計算書の提出を求めるとか、そういった、実際に計画から最終の廃棄に至るまでの項目を細かく決めていって、それがちゃんと基準に合致しているということを確認するというイメージです。

ちょっと追加になりますけれども、前回国の方の宮野課長補佐がみえたときに、評価ガイドを作っているということを仰いましたが4日にできました。ホームページを見ていただくと評価ガイドが出ています。これでも半分くらいしかないんですけれども、非常に厚いものですが本当に細かく出ています。これは本来は太陽光を中古市場で販売するとか、例えば融資を受ける。それから損害保険に加入できるかということで、そういうほかの会社が判断するための評価ガイドです。ただ、内容的には今回もし条例化をしてそのときの基準を作るとしたら結構参考になるかなという感じです。ですから、ここでも例えば立地が砂防指定地ではないこととかしっかり書いてあります。そういう危険な場所はないとか、地元で説明会をしたとか、その議事録が付いているとか、ちょうど私たちが求めている条例の内容どおりにやっていたら、優良施設というふうになって売りやすいというイメージです。ですから、そういった細かい項目を全部作って、それに対して基準をクリアしていれば許可ということを考えています。

(議長) 委員D。

(委員 D) 許可制ということですから、先ほどの質問の中で一点だけ。基本的に許可という形の中で、根拠法令がないということ。そうすると、事業の自由の中で色々な問題が出てくるんじゃないかなとそこらへんあると思うんですが、その根拠のところで見たいなと思ったんですが。

(議長) どちらに質問ですか。

(委員 D) 市民の方に聞いてから委員Fがいいです。

(議長) 先に委員Eに。

(委員 E) 市民の素人立場として、基本的にはこの許可の根拠法令というところが今後の議論の一番の部分だと思うんですけれども、今まで議会答弁等でも上位法がないとか根拠がないという話をされてきました。そこは地方自治の本旨ということをどう考えるかという部分だと思います。私自身も素人ながら色々勉強し、専門家の方にも色々伺って、特に太陽光に関しては新しいもので平成23年にFIT法ができてからということなので、太陽光を想定した法律というのはほぼ無いに等しい状態です。

ですから、要するに既成の法令の中でカバーされていない内容なわけですね。そこに関しては、自治体の自治事務としてできる範囲であるというふうに私は確信し

ています。そして、特に地域と地域住民の福祉のために行政は行われるものなので、そこで必要があって、実際に制定することによる合理性があるものに関しては、自治体の条例としてできると思っています。その最終根拠はと言われれば、憲法です。

(議長) それに関連したご意見を委員Fからお願いします。

(委員F) 根拠とみると、条例を定めるのであれば条例が根拠になるということだと思いません。条例については、憲法上法令の範囲内という制約がありますので、法令よりも厳しい厳格な規制を入れるということについては、一応慎重であるべきではありますが、ただ、正当な目的があって、そもそも法律以上の規制を地方自治体が設けるということを規制していない場合においては、正当な目的のために必要最小限の追加的な規制を入れることは可能だというふうに思います。

許可制をとるのか、最近色々な自治体で太陽光を念頭に置いた条例というのは検討されていて、その中で許可制という形でお考えになる自治体さんと、届出制でお考えになる自治体さん、それぞれいらっしゃるという理解です。それぞれメリット・デメリットがあって、許可というのは明確に行政処分ということで、それについて市自身の責任も生じてくるということです。市内には相当数の太陽光事業が今後出てくる中で、市として許可ということを経済処理しきれないのだろうかということ。これは良い悪いという話よりは、実際太陽光の許可制をとる場合には一つ念頭には置いておく必要があるのかなというふうに思います。

少なくともまさに先ほど他の委員からご発言あったように、許可制の部分であれば逆に許可の基準を明確に定めることを考えると、それをなるべくこうするか抽象的な基準にしておくか、それぞれの場面で市のご担当者が非常に苦勞されると。事業者から見ても周辺住民からしても何で許可が下りるのか下りないのかということがはっきりしないということで、またそれについては市にとっては訴訟リスクというものが出てくると思いますので。

許可制というのは事業者にとって明確なメッセージになるという一方で、そういった注意点というのもあると思います。逆にどちらがおすすめだということではないのですが、届出制をとっている自治体さんもあるとあって、届出制だと要するに許可という事業者にとっての明確なメッセージという面では落ちる面があると思うんですが、一方で大事なのは恐らく基準をいずれにしても明確化して、遵守すべきルールというのを明確にすると。それで、今FIT法では条例を含めた法令順守というのが明確なFIT認定の基準になっていますので、まず市として考える遵守してもらうルールというのはきちんと決めて、それを事業計画で届け出てもらって、問題のあるものについて指導していくと。明確な基準をもとに改善を求める。あるいは、そもそも届出を出さないとか虚偽の届出を出してくるか、そういったものについてはペナルティを科すと。そういった形で、そうすると、例えば一回許可したのにあとで取り消すとかそういうことも生じないので、届け出た問題があるときに基準に基づいて市も対応していくという、そういうあり方もあるかなと思っていたとこ

ろです。

(議長) 委員D よろしいですか。委員I どうぞ。

(委員I) 北杜市の景観条例及び太陽光発電の指導要綱にも縷々文言が書いてありますが、今ちょっと仰られた言葉で抽象的曖昧では双方が困ると。これは今の指導要綱などの状態で進められていきますと、事業者が判断をして、例えば努力目標で「努力した」、「できるだけ低くした」という回答で全てが通過できてきたと思いますので、そのへんは条例化によって、仰るとおり明確な基準を要件として作り上げていくと。こういうことが非常に大事になってくると思います。その点ではFIT法が改正をされて一新いたしました。そしてガイドラインも制定されました。そのへんなぜFIT法が改正されてガイドラインが付け加えられたのかというあたりはですね、状況の中で変化、よく私たちは見ていく必要があると。そのことでの条例の基準の明確化というのは求められている。以上です。

(議長) 委員J どうぞ。

(委員J) 今の許可制にするということに関してですが、実際運用する場合に、これからかなり時間が掛かるかとは思いますが、今現状で太陽光をほとんど計画が出尽くしたというか、事業者側の考えとしてはこれから新規で認定を取って。認定じゃなくて認定制度が終わって自由化されても同じですが、広い土地を確保してこれから新規で認定を取って新規で許可制でということになればそこで新たに検討をするんですが、ほとんどが逆に現状で市のほうに届出をそれまでにされるかなというのは思います。この状況を作ること自体の効果というのに非常に疑問を感じますね。というのは、例えば北杜市は大規模なのはプロセスで規制、要するに着工が遅れているけど市にはほとんどが届出が出ていますよね。実際にこれから出す人って既に認定を取ってあるものはどうなのでしょう。市は実際大規模でプロセスに該当するものはほとんど出ていて今回の条例に引っかからないと思うんですが。さっきの話じゃないですけど、遡ってきてされるのかなと。市に届出をされた大規模な、例えば500kW以上とかプロセスで出てますが、それはこの条例がもしできたとしても該当しないのかなと。市の状況を具体的に知りたいなと思います。

(議長) 委員J、条例の骨子案の中の許可制ということについて今議論していますので。

(委員J) 許可制にしても、急いで規制をするのであればもっと別の許可制でやると時間がすごい掛かるから、今既に計画されているものは皆引っかかってこない。要するに2年くらいの中に市に届出が出ちゃうんじゃないかなと思ってどういうふうになるのかなと。

(議長) というご意見でよろしいですか。他にございませんか。委員E どうぞ。

(委員E) 今のご意見に対して言ってもなんですけれども、基本的にそれだとこの検討委員会の存在の意味がないという話をされたと思います。基本的に、今まで確か1, 500くらい届出されています。そして、認定情報も1, 793くらい出ています。しかし、全部で2, 800あります。ですから、まだ1, 200くらいあるので、それに対して私たちは危機感を持って規制条例が必要だということで、議員さんの

中でもそういうことを思われた方がいて発議条例もされ、市長もそれに関してはこういった検討委員会で話そうということでこれを立ち上げられたので、今のお話ですとなぜここに参加されているのかなと疑問を感じました。

(議長) 他に許可制についてももう少し踏み込んだことはございますか。委員Hどうぞ。

(委員H) ともかく今これを進めているということは、現状では問題点があるので規制していかなければならないということを前提に進めていると思いますので、そういう点を考えるとやはりこれが条例化という方向にいった場合、それによってきちっと目的とするものが達成できなければ何の意味もないわけですね。委員Fにちょっとお伺いしたいんですが、そういう点を考えると、当然届出制というのは届出を受理した段階でもうその効力が発生してしまうということがあると思うんですが、その場合そのあと何か問題が出た場合は、市の景観条例を見ますと届出制で助言・指導という言葉で対応するという格好になりますと。これはあくまで行政指導の範ちゅうに入ってしまうんですが、それらをきちっと届出を受けて、それをもとに実行できなかった場合、また届出に問題があった場合、それらをあとで実施してもらうような担保を届出制の中でとることはどんな方法があるのか、可能かどうかについて、委員Fの議論をお伺いしたいのですが。

(議長) 委員Fをお願いします。

(委員F) なかなか条例の難しいところは、どうしてもペナルティという意味で言うと限定的ですね。特に上乘せ条例については、色々な要件を含めた憲法を含めた法律の問題もございますので、自治体としては名称の公表とか限定的な科料といったところに止まるというところがあります。ただ、一方で届出行為をやれば基本的に済むということではありますが、その届出の内容が正しいものであると。虚偽は書いていないということが一つ必要になってくる。逆に言うと、虚偽の届出をすれば限定的であってもペナルティがあり得るところです。

それから、基準を明確化にするということなんですけど、その基準に違反していますという場合には指導、是正勧告。さらに、是正勧告に応じてくれない場合には、限定的ではありますが聴聞機関を設けた上で公表というところなんです。これらに加えて、今のFIT法では条例を含めた法令の遵守というのが事業計画認定の要件になっています。もし違反なら理論的には取消事由にもなるということでもありますから、それは国に条例違反の事実の情報共有をして、国からFITの認定についての適切な対応を求めると。このあたりが市として取り得る対応ではないかと思っています。

(議長) よろしいですか。委員Eどうぞ。

(委員E) 今の許可制に関して、これはまだ骨子案なので条例になったときにどういう作り方をするかだとは思いますが、今の委員Hの仰った届出というものが作り方については私は基本的に許可制と同じようなやり方はできると思っています。例えば、届出をしてそれに対して適合通知を発行して、事業者が受け取れなければ着工できないとか。そういったことにすれば、結果的には許可制と同じような効果があるとは思いますが、ただ法的に言えば、許可制というのは原則禁止なわ

けです。原則禁止に対して、基準をクリアしたら許可を与えますよというアプローチと、届出の場合は原則作ってもいいですよ的な印象があるので、これは印象の違いというのも一つあるのかなと思います。

逆に、なぜそういう中で許可制ということをお私たちがわざわざしたかという、やはり北杜市として基準に合致しないものは作ってはいけませんよというメッセージを明確にしたいというところなんです。先ほど委員Fが仰ったように、私たちも本当はここで基準のサンプル的なものでも持ってきていけばもうちょっとみなさんわかりやすかったかとは思いますが、先ほど委員Fが仰ったように、かなり細かい基準をきっちり職員の方が迷わないような明確な基準をやはり出すべきだと思っています。そうでないと、周辺住民もなんであんなのが許可になったとか、なんでこっちは駄目なんだとか、そういったことが起こらないように明確なものにして、そうすると職員の方も先ほど仰った、今後もしかしたら1,200も1,300も許可を職員の方がやるのはものすごい手間だという部分ですが、そこはクリアになっていけばそれほど大きな負荷にはならないとは思っているので、その作り方が今後一番重要かなとは思っています。

(議長) 委員K。

(委員K) 今の話の中で私もそのとおりだと思います。さっきの委員Fさんが仰ったように、許可制の場合は言ってみれば行政処分。行政の判断ということで、市の責任が非常に重くなるからこそ基準を明確にする必要があると。前々回、事務局の職員の皆さんも今の指導要綱などでは限界があるということを実感を込めて仰っていましたから、そういうことでいえば、基準を明確にし、市の責任も生じる行政としての判断が求められる許可制というのが文字通りはっきりしていると思います。

さっき言った根拠法令ではということをおいうと、地方自治の精神だということがありましたよね。例えば、最悪裁判ということになった場合も北杜市として自信を持って許可したわけだから、その自信を持って北杜の自然を守るためとか環境を守るためにこういう許可を出したんだという、文字通りそれで頑張ってもらえることができるし、また頑張ってもらわなければならないという意味でもはっきりした許可制ということのほうが条例の意味が強くなると。許可制こそ条例なんじゃないかなというふうには私は思います。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) もう一回ちょっと確認なんです、許可の状況の論議の中で色々あるということは承知の中で、そういうふうにはいきますが、この中で災害の部分についてという格好があるわけですが、このほかについて基準というものは何か考えていますかね。

(議長) ここに書いてある災害だけではなくそれ以外にもあるかどうかということの確認なんです、お答えできますか。委員Eどうぞ。

(委員E) 例えば災害危険の有無ですと、今の砂防指定地内には設置をしないとか、土砂災害 特別警戒区域には作らないとか、急傾斜地であるとか、そして林地開発許可を必ず取っていることということですね。そういった災害危険要因がない形での法律

は基本的に全部守っていますよということを全部確認するということです。

実際、砂防指定地内に設置されたのは、ある意味違法伐採ですからそういった違法行為がない中で事業計画を立てるということを確認するということです。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) そうすると、基本的には砂防法や色々な法律の中でしっかりともう一度確認をすると、こういう解釈ですね。もしその場合はそちらの法律のほうで色々対応すればいいということではないですか。

(議長) よろしいですか。委員Eどうぞ。

(委員E) ちょっとそれは色々な場合によって違うと思いますけれども、基本的にはこの項目というのは条例の内容です。条例の条文を作ったときに、その条文が全部守られているかということを確認項目なんかに入れていく。なおかつ、条例ではなくて国の法律で守るべきものも当然入れていくということです。

ですから、全てのこれから作る条例も含めて、全ての法令にきちっと準備をしているかということを確認項目でチェックしていくということです。

(委員D) 条例の中にその法律という形のものがあるって、それは当然私が言うまでもなく条例の上位に位置するもの、それをここに入れるという解釈ですか。

(議長) 委員Eどうぞ。

(委員E) ちょっとご質問の意味がわかりにくいんですけども、別に条例の中に法律を入れるということではなくて、法律というのは既に存在していますね。その法律に違反していませんよということを確認するということです。例えば、実際に砂防指定地内に県の許可を得ずに違法伐採をして、知らないうちに太陽光を設置されてしまった。そういったものが北杜市に今後条例化されて許可申請が出たときに、これは既に砂防法に違反しているということで、その確認項目として判断ができるわけです。そういう意味です。ですから、別に条例の中に法律を入れるということではなくて、他の法令を遵守しているということも確認項目として項目の中に入れてくるということです。

(議長) 委員D どうですか。条例の条文についてはそういうことを書かれていますけど、条例の活用の仕方ですが…。

(委員D) 基本的に確認ということではなくて、条例化になるのであればそういう形の中で、色々出てくるものについては、当然法律で今言ったみたいに駄目なものは駄目と、こういう形がありますよね。違法であるから駄目なわけであるから。そうじゃないですか、法律というのは。

(委員E) 違法であるのが見過ごされてしまうということがいっぱいあるんです。先ほど言っていた、JIS規格などについては法律は守りなさい、これは罰則の付いた法律です。だけど、現行の法律では誰もそれをチェックしないんです。ですから、北杜市としてはそういうものを設置するときに、ちゃんとJIS規格を守っていますねということで強度計算書を出してくださいということを例えばその項目に入れるという意味です。

(委員 D) 言っている意味はわかりました。そこで委員 F に。今の状況は法律に違反している。それを見過ごしちゃったよというところなんですけど、あとでそれがわかったよということでそこはどういう形になるんですか。

(議長) 委員 F どうぞ。

(委員 F) 似た制度として、今の改正の F I T 法で国が F I T の事業計画認定を出すというときにも、法令順守に関する報告書を取るということになっていて、ただそこには基本的に、地方自治体と適用法令を確認して遵守しますという内容を書くということで、逆に今のお話は少しそれに似ているのかなと。つまり、実際には国とかあるいは県の権限対象である許認可について、それら必要な適用のある事項について遵守をし、必要な届出あるいは許可を取っているということを、市が、今は許可制度で発言されていると思うので、市が許可を出すに当たって、一つのチェック項目を関連する法令の適用内容を確認して遵守するという内容をチェック項目として入れるということだと理解しました。

ある意味、他の行政機関の行為をダブルチェックするということであります。それ自体が別にできないとかということではないと思いますが、それをどこまで踏み込んで求めていくか。例えばさまざまな添付書類を求めて、要するに一回、県が例えば許可を出すけれども、チェックしている項目の、本来県の許可を取るときに出す添付書類を市にも出してもらおうというところまで仮に求めると、そこまでされるのかなと。そういうことではないんですかね。

(委員 E) 例えば許可証を出させるとかそういうことです。

(委員 F) エビデンスを出す、そういうこともある意味判断の範囲だと思います。結構踏み込んでいるとは思いますが、市として他の行政機関も含めて法令遵守の条件について報告してもらって、認定の審査をするというスタンスだというふうに理解しました。

恐らく法的に問題があるのは、例えば砂防法で砂防地域における安全という観点で、まさに許可制度というか国の法律に基づいたですね。それを県としてはきちんと審査をして許可を出しているのに、例えば更にそれよりも強い規制を課して、それだと砂防法に基づく目的を達せられないということで、別の判断として許可しないというところについては上乘せ条例ということで、これは問題ないと思うんですが、そういうことではなくて、県との関係でルールを守っていますということを報告してもらおうということであれば、そこまでやるかどうかは別にして、法的には可能だと考えています。

(議長) ほかにこの件についてはよろしいですか。許可制とするという項目については以上で終わりにしていただきますが。次の項目に移りたいのですが、ちょうど3時くらいになっておりまして、一旦ここで休憩を挟みたいと思いますがよろしいですか。

(委員 A) 休憩前に一つだけ。委員長の権限に入ると思うんですけども、このペースでやるんですか。どういうスケジュールでやるのか。それと、質問の中に我々は基本的には善良な市民が善良な事業者と対等にしてこれを議論されているはずなんです。

議員のほうからのご質問の中に、これは何だという質問というのはどういう考え方でこういう質問をしているのかということ、善良な議員としての立場でご質問していただかないと、単にこの場でまとめずに終わってしまっていることがあるので、この当り委員長も含めて委員長がセーブするとともに、このお時間で今日はここまでをやりたいんだと。逆にこの審議に関しては何日間でやると考えていますという基本方針を、今日1時間半やりましたので休み明けには示してください。よろしくお願いします。

(議長) それぞれの委員の持つ広い見識に基づきましてご意見を伺いたいと思いますので、そのように項目を進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、10分間の休憩ということにさせていただきたいと思いますので、再開については3時5分といたしますのでよろしくお願いいたします。暫時休憩とします。

【休憩】

(議長) それでは時間となりましたので議事を再開いたします。

次に、3項目目の発電事業者に対する周辺住民等の周知義務と合意形成という件にまいりたいと思います。項目がまた更に分かれていますのでそれに基づいてご発言をいただきたいと思います。委員Cどうぞ。

(委員C) 一点いいですか。今までのところの議事の進行の仕方の確認なんですが、今1番から2番まで進みましたよね。色々な議論をした上で、1時間半掛かって2項目終わったわけですが、終わったという意味はこういう内容で我々が示したものが、議論した上で過ぎたということは了解されたということですか。あるいは、更にまた一回どこかその先の回で本当の判断をするのか。今の判断をされていったという解釈でいいですか。

(議長) 市民委員の皆様からの提言案に対する議論をするという場になっていますので、そこまでです。

(委員C) それはまたどこかのこれの趣旨で進めていこうというのはまた別の機会に考慮されるということですか。

(議長) そうですね。また皆さんにご意見をお伺いするということです。

(委員C) それは全体としての形になるんでしょうか。項目別になるんでしょうか。

(議長) それについても条例の骨子案ということになっていますので、ここには項目が細かくせつかく出していただいていますので、それについて議論に当然質問はございますが意見もあるかということで、とりあえず議論を進めていった上で次の段階という感じになると思います。

(委員C) そういうことはかなり動いていたような気がするんで確認でした。

(議長) それでは3項目目に移らせていただきます。前文がございしますが、①～③と細かく項目もございします。これについてのご発言をお願いしたいと思います。委員Cどうぞ。

(委員C) この文言の内容ではなくて、まさしく我々のこの北杜市の中で地域との合意形成

という問題で、非常に私も最近生々しい経験をしたんで、この議論をする前に簡単にどういうことがあったかお伝えしたいんですけれども。メモしてあるので簡単に言いますけれども。

私自身はこの会議に出ていて、あるときにそちらにいらっしゃる方も自分の所にそのように太陽光ができたらどうだということに対してやはり嫌ですねと。なんとか自分では解決するように、あるいは上手くいくようにしたいという、最初の反応としてはやっぱりいきなり我々が来たらという、いざ自分の身になってみたら大変だという感じはそれぞれの方がお持ちだと、私はそういう理解をしています。今あえて私が言いますのは、お隣にいる委員Lさんの所も8月にまた新たな隣接した地所にパネル工事が始まるということで、6月17日に地域の説明会があったと。しかし、地域の人たちには説明会の案内がいったけども、実際には本人には係争中という理由で言っているんですが、係争中は別の地所なんですけども、新しい地所に設備する話の案内をよこさない。でも、情報からそれがあることを知って、説明会を6月17日に行われるということで、私も当然入れないんですけどもそこにどうい状況が起こるのか、委員Lさんと併せて5人で行きました。1時半から始まる30分前に近くの公民館の公園で待っていましたら、その事業者の方が…

(議長) 簡潔をお願いします。それと、固有名詞については議論の中で色々支障が出ると思いますのでそれについてはご理解ください。

(委員C) 言わないようにしています。委員Lさんの名前だけは言いましたけども。それで、待っていましたら15分くらい前に我々のところに来て、委員Lさんは入れません。なぜならば係争中だからと、本来は私らの考えでは場所が違うところで係争中の話なのにそういうことで。我々始まるの時間のおきにきましたら入り口のところで塞ぐ、そして押し返すと。委員Lさんが倒れましたけれども。それで実際始まったときには、中から鍵をかけて、掃き出しの窓にはカーテンを閉めて、実際は1時間ほどの説明会をやったそうです。私はずっといました。で、1時間ほど出てきたら、中に入っている人の人数はせいぜい3人くらい。要するに、説明会をやったということであとから我々のほうもルートで中でどういう説明内容がされたかの書面は手に入れましたけども、何しろ一応形としてやられたと。そういう状態で、いわゆる地域の合意形成というところではなくて、ああいう形でどんどん作っていく。さらには、もっと先のスペースの所にも拡大するという計画が既に認定が出ている。そういうことで、実際に委員Lさんはかなり精神的にも被害を受けているわけですから、ああいう訴訟ということにもなっていると思いますけど。まさしく事業者によってはこういうようなやり方、できるだけ形だけやったことにする。

(議長) 簡潔をお願いします。

(委員C) そういうことが起こっているということが今現実にあるということです。

(議長) 委員Mどうぞ。

(委員M) 今回の3項目目が一番北杜市にとって懸案事項だと思っています。市民グループの皆さんにちょっと確認の意味で言いたいんですが、今回国のガイドライン、F I

T法の改正、また県のガイドライン、北杜市の要綱等を基本的には参考にして作ったんですよね。法律に違反しない程度で作っていると思うんです。特に、市民説明会の義務付けが当然だと思うんですね。合意形成を図る最大限の努力をする。これさえきちっとすれば、一部悪い事業者がいますが良識ある事業者もいますんで、ここが一番ポイントだと思っているんで、これは法律には違反していないと思うんで。ただ、禁止区域だけでちょっと問題があるかもしれませんが私はこれは大いに見たとおりで、これをしっかり条例化すれば、今はかなりの乱開発ですが守っていけるという解釈でいます。そのへんについて、FIT法とか法的な遵守をした中で作成したとか提案したとか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

(議長) 市民委員のほうでお答えできる方。委員Eどうぞ。

(委員E) ちょっとご質問の意味が完全に理解していないかもしれないんですけども、基本的な骨子案、この3項目目も含めてですけども、当然FIT法は遵守しますが、ただFIT法の目的と趣旨というものと今回の条例案ではだいぶ違うと思っております。あくまでもFIT法は電気事業者による再生可能エネルギーの調達価格に対する特措法ということで、いわゆる立地であるとか地域との合意形成というのは法的に言えば無関心。そういうものだと思っております。ですから、当然関係法令だとか法律そのものに違反するわけにはいかないんで、当然そういうことは考えていますけれどもあくまでも地域住民の福祉ということを前提に考えている中で当然法律は守ってやらなければいけないので。ただ、FIT法に基づいてといわれると、それだけではない。FIT法も当然含まれています。という答えでいいでしょうか。

(議長) 委員Mどうぞ。

(委員M) ありがとうございます。今回国のガイドラインでは地域との共生・共存を図る。これがたぶん合意形成を図る努力をしなさいとか説明会を義務付ける、これもFIT法で明らかにして国のガイドラインで。そこだけちょっとそういう意味でいいかどうか教えてください。

(議長) よろしいですか。

(委員E) ちょっとごめんなさい。あまり趣旨がわからなくてピン트가ずれちゃうかもしれないんですけども。FIT法では地域との合意、基本的には理念として地域との合意形成が必要だということは言っていると思います。資源エネルギー庁の方々も、代々皆さん地域との合意形成なくして再エネ無しということを必ず仰っています。ただ、地域との合意形成の仕方についてはあくまでも推奨という意味で、それは地域のそれぞれの地理的な特性、色んな問題があるのでそれぞれで考えなさいということが基本です。ですからそれに基づいて私たちもこの北杜市においてはどうすることが一番いいかということで考えました。

(議長) よろしいですか。委員Hどうぞ。

(委員H) これらについては、例えば今日の資料3の中で392件調べてその内表示無しが50%あってという実態を見ますと、FIT法で遵守事項になっているにも関わらずやっていないと。こういう実態は好ましくないし、また事業をやる以上は当然施

工者の責任として表示は当たり前だと思いますんで、これはやるべきだと私は思います。ただ、既設のものについて既に認定済みのものについてもやはりそれは当然のことですから、私はこれは賛成します。

あと、事業説明会も当たり前のことですから要綱にもありますし、こういうことはきちっと説明をして当然許可申請か又は届出になるかわかりませんが、その段階で添付するのは当たり前だと私は思っております。

ただ、3項目目の周辺住民等の定義なんですけど、敷地境界から100m以内とか幾つか条件が書いてあるんですけど、例えばもう既に北杜市の要綱の中で、説明する地区住民等という定義を設けているんですけど、それとどの程度差があるのかちょっと確認をしたいんで、市の行政のほうで指導要綱にある地区住民の範囲を具体的に説明をしていただけますか。

(議長) 事務局お答えできますか。

(事務局) その範囲については特に定めはない状況であります。

(議長) 定めがないということですが。

(委員H) 何mとかということなんです。要するにここに書いてあるんですけど、事業区域が規制する行政区長並びに事業区域に隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者をいうと書いてあるので、このことのより具体的なものがあれば聞きたかったんですけど、市が要綱にこう定めたということは、一般的に例えば私が先ほど触れた土地利用上の問題があるということから、県の宅開条例とかまたはまちづくり条例とかそういう開発に対する指導の中でこの地区住民という定義はこんなふうに定めされているのではないかと。要するに、一般的に地区住民等の範囲はこの範囲だという感じで今まで指導してきたのかどうか、確認をしたいんですけど。

(議長) これは市民案の中にある境界より100mとか具体的な…

(委員H) ですから、今までやってきた中でだいぶ内容が違うから、ちょっと比較をしながら質問したいと思っています。

じゃあこのほうが早いから直接委員Eさんにお聞きしましょう。ということで、今例えば要綱にも地区住民という定義を定めてその範囲で説明しなさいというのが定められてたわけですね。このことについては議会の中でも条例案が提案された中で議論されたわけなんです。これらについては100m以内だったか記憶が薄れているんですけど…

(委員E) 50mでした。

(委員H) 50mですか。そこを十分な説明ができなかった、根拠が示せなかったということがあります。そこで今回、50mを100mの範囲に広がっているということなんですけど、そのへんの根拠とか何かあれば教えてもらいたいのですけど。

(議長) 委員Eどうぞ。

(委員E) まず、要綱で今決められているのは行政区と隣接住民です。そして、それに関しては1月のときにスライドでお見せしたときにお話したかとは思いますが、隣接住民には説明がいつている場合も結構あります。行政区長にいつている場合も

あります。しかしながら、特に太陽光の場合は周りに空き地がいっぱいある所に作られるのが多いので、隣接住民がいないとかわからない。そして、その人は実際にはいないので影響を受けない。それを越えた次の人が実際は影響を受けるのに説明を受けられない。そういった事実がたくさんあるわけです。そして、行政区長が必ずしもすぐ傍に住んでいるとは限らずに、区長は全く関係ない車で行かなければならない所に住んでいたりするわけですね。ですから、実際に太陽光ができたときに、影響を受ける住民若しくは土地所有者が全く説明を受けていないという事象がたくさんあります。

それで、今回については100m以内を最低限としてという文にしました。そして、じゃあなんで100m以内かというところなんですけど、これは隣にできて気になるかどうかというのが一つ大きくあります。ただ、北杜市全体がそうかどうかかわからないんですけども、私の住んでいる大泉ですと、だいたい昔の田んぼの一反なのかなと思うんですけども、110m若しくは55mくらいで土地が分けられているのがすごく多いんですね。ですから、50mとしてしまうと結局隣接しか入らない。一反が991㎡なので、だいたい300坪くらいの土地が多いんですけども、そうすると長い辺が55mくらいになってしまったりする場合が多くて、そうすると今の指導要綱の問題点は変わらない。結局隣接しか説明を受けられないということになるので、その一つ越えた向こうまでできるようにするのに100m。そして100mを超えたら、これは私たちの感覚ですけどもそこに太陽光があっても自分が木を植えたり色々できるし本当にそんなには気にならないんじゃないかということで、これは主観的に判断させていただきました。

そして、他の自治体等でも50mか100mというのが結構多いので、北杜市についてはやはり一つの土地の面積が広いということで、隣接だけに限らないようにするために100mというふうにしました。

(議長) 委員H どうぞ。

(委員H) 数字で示したほうが非常にわかりやすいんですが、なかなか私としても100mがいいのかどうか判断できないんですが。言ってみれば、たまたまこの会の雰囲気は地上型発電施設を設置する質が悪いんだよね。ブラックかグレーかという感覚がちょっと流れちゃっているんですが、そうじゃなくて、私の知っている範囲ではきちんとやっているところも中にはいます。それを考えると、あまり大きな負担を与えるというのはちょっとどうなのかなという感じがします。

ですからこの100m、今それで委員Eさんの仰る影響があるということなんですけど、影響って具体的にどういうことなんでしょうか。

(議長) 委員E どうぞ。

(委員E) 影響は、住まわれている方の住み方によってまた変わると思います。例えば、私は観光業ということで宿泊施設をやっています。北杜市で土地を買うに当たって、その土地から歩いて30分以内の環境を判断しました。やはり泊まった方が散歩して、ここがいいなと思ってもらえるということで、隣だけがいいわけではなくて、

その地域全体の価値ということを考えました。ですから、今年の初めにも大泉のペンションの傍に作られたのがありましたけれども、そういった観光業とか宿泊施設がたくさんある所は、隣はいいけど一步でたらパネルだらけという所に本当に観光客が来るのかと考えれば、やはり非常に大きな影響があると思います。

ですから、お住まいの方の事情によっては非常に変わってくると思うのですが、地域の価値という意味では隣だけではないと思います。隣はいいけれども、周りが全部太陽光になったら、その人の住んでいる土地はもう逃げ出したくても売れないという方がたくさんいらっしゃいます。ですから、それは本当にそれぞれの土地を持っている方、住民の方の主観的な判断にもなるかとは思いますが、やはり自分はこれができたらとてもここに住んでいられないとか、自分の土地は売れないとかお客さんが来なくなるとか、そういった影響を感じた人はやはり合理的な理由があるとして、少なくとも説明会を聞く権利はあるのではないかということを考えて、そういう人たちは説明会に参加できるというふうにしていきたいと思ったんです。

(議長) 委員Hどうぞ。

(委員H) 100mという数字は非常にわかりやすいんですが、今ご説明の30分以内、確かにその方にとってはそれは大事な景観かもしれませんが、逆に、太陽光にしるその土地を利用して経済価値を生み出そうとする人もいますんで、そのバランスが非常に難しいなという感じがします。そこで、私は1、2、3は基本的には賛成なんですけど、この100mの影響範囲の捉え方についてはまだ今は疑問だと思っています。以上です。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 委員Hのほうからまだ3番目のところが納得できないということで、すごく微妙な要素があるんで補足説明として、我々が考えた経緯だけをご説明します。

この話はあくまで善良な市民と善良な事業者が事業を発展させる。さっき委員Hさんが仰られたように、太陽光が有益でそれを拡大したいという優良な事業者に対して決して足枷になってはいけないと思っています。ただ、よく心配されるのは、ちょっと私が当たるかどうか知りませんが、極端な住民がいて、居座ったり邪魔したりする意図的な反対をする住民がいたときに、事業者が大変困るじゃないかというところもご懸念があると思います。それは善良な市民じゃないんです。それに対しては、市の行政のほうから指導する、区長が説得する、話し合いをする。それが市民の力なんです。そういうことばかり考えて数字をどうのこうのじゃなくて、さっき委員Eさんが仰られたように、大泉というか北杜市は町の中と違って土地の空白の区画が1、200坪くらいの大きさで、50m、100m区画というのが一つの土地の原則としてあるわけで、その部分だけを対象範囲から外しちゃうとそこで話が終わってしまうんで、そこも範囲に入れましょうと。当然、そこら当りの近くの区画を見たらそんなに大きくはないんだから100mの必要はないのかもしれない。この当りは行政も含めて、まさしく行政区長が判断すればいいんです。ちゃんとあとから説明が付けば、法律違反であろうと条例違反であろうと構いません。そ

れくらいの考え方で我々は作っていますので、皆さんも健全な意見を求めたいと思います。

(議長) 委員H どうぞ。

(委員H) ここに100mと書く以上は、これはきちっと決められた数字になっちゃいますんで、90mがいいとか80mならいいんだということは許されませんから、そういう非常に厳しい数字になると思いますので、ですから、ここはまだ今の段階では私としては納得しかねるかなと。これはいいという判断が付くかもしれませんし、50mとかほかの考え方もあるかもしれませんが、という意味です。

そこでちょっとまた余計なことを言って申し訳ないんですが、先ほど終わりがけのときに善良な市民というお言葉を頂きまして、私としては我々が何か善良な市民じゃないみたいな感覚でとられているのではないかと。前回の委員Eさんのことと同じようなことを言ってしまって申し訳ないんですが、やはりそういう言い方はちょっと人を非難したのかしないのかわかりませんが、受け取る側としてはそういうふうにとれたんで、ぜひそういうことは謹んでいただきたい。我々は色々質問していますけど、なんで質問しているのかというのは非常にこれは重大な問題で、今回は市民の皆さん方の提案した資料について、これを叩き台として議論をしましょうと言っていますから、我々の勉強不足もありますし。ですから、お聞きして、委員Fの法律的な意見を聞いてじゃあどこを目指そうというのを今探っているわけですね。我々は皆さんからどうもなんかこれを反対しているようにとられるような形が感ずるのですがそうじゃないですよ。

要するに、どういうほうが一番いいか法律的に正しいのか。また行政がこれらを進めていくに、果たして耐えられるか。こういうことを色んな自分の考えられる範囲で慎重に考え、そしてまた調査研究しやっているわけでありますから、善良な市民ではないみたいな発言はぜひ控えていただきたいなど。笑って言いますが、よろしくをお願いします。

(議長) 委員N どうぞ。

(委員N) 100mの範囲のことについての関連になりますけども、大阪の箕面市の条例ですと、植栽の部分では概ね100mということで表記があったかと思います。箕面市に電話して聞いてみたんですが、そうしたら、要は法律で根拠があって100mと決めたわけではないと。考え方の一つとして、近景・中景・遠景の考え方を取り入れているらしいです。景観条例とかもそういった近景・中景・遠景みたいな形で決められたりしているらしいんですけども、箕面市の場合はそれがどうかということで、近景を基準にして距離をまず決めていこうと決めたいらしいです。近景という考え方が、目視をしてそれが建物であるか駐車場であるかとか、若しくは太陽光のパネルであるかがわかる距離が箕面市では概ね100mだということで判断をしたようです。箕面市の場合は、委員Eさんが仰ったように、道路の区画がだいたい100m間隔くらいになっているらしいので、やっぱりそういった100mというものを総合的に判断して条例には明記したようです。

もう一つは、栃木の日光市でも同じような条例があって、ここは50mということと定義をしているようなんですが、これも同じように話を聞いたら、具体的な根拠があるわけではやっぱりないと。だけど、パワコンの騒音等の影響を鑑みて50mに設定したということで話をされていました。

どちらも電話で聞いただけなんですけれども。要は二つの事例で、明確な根拠があるわけではないけど実際に条例に明記しているケースもあると思っています。それぞれの話を聞いて一つ言えることは、地域に暮らす住民にとって何が大切なのかということをやっぱり行政の方々が明確に捉えて、それを守るために規制をかけているんだと感じたんですね。だから、根拠はどうかというのは大事ではありますが、市民の方々が感じている想いというのは条例にちゃんと載せていく必要があるのかなというのは今の話を聞いて改めて思いました。

一点だけ質問なんですけども、3番の事業計画の説明の対象者のところで一番最後のところ、地域住民団体の括弧のところ「行政区および自治会等」と書いていますけれども、この「等」というのはどういった人たちを想定しているのかというのが気になっていて、要は、例えば合意形成を図るに当たっても、やっぱり太陽光の話はわからない方々も地域住民の中にいらっしゃると思うんですよね。そういったときに、例えば市民ネットワークさんみたいな団体、知識のある方がそこに入って話をするみたいなことはできたらいいのかなと思ったんで、そこらへんはどう考えているのかというのをちょっと言ってもらえればと思ったんですけど。

(議長) 委員E どうぞ。

(委員E) ここでは、そういった地域に基本的には関係ない団体ということは正直言って考えていないところです。実際、行政区及び自治会というふうにしたのは、行政区がほとんどだと思うんですけども、自治会という名前でやられている団体もあるので、またもしかしたら私の知らない自治会という名前以外の地縁による団体があるかもしれないので、また法律ですから今後名前が変わるかもしれないので、一応「等」としただけです。基本的には行政区のようなその地域の団体ですから、その地域に関係ない別の関係で集まった団体ということは想定はしていません。

そしてついでに、先ほどの委員Hのほうから100mのお話がありましたが、基本的にはこれは説明の対象なので、別に100mの人が嫌だとかいいとかという話ではないんです。その人たちは少なくとも最低100m以内の人は事業計画をちゃんと聞きたいという対象なので、なんかそこで100mの人が反対するかそういうことを考えて、財産権とか色々仰ってましたけども、まずは影響のある市民はその事業計画の内容をきちっと聞きたいと。私自身は必ずそう思うので、ですからそこに参加させてくださいと。そして、合意不合意を示す書面を出すというのは、別に合意がないから作れないとかそういうことではなくて、その説明会をして完全に理解させるような努力のステップを必ず踏んでください。そして、今ここに設置届出台帳のコピーがありますが、実際に全く開いていない人が、説明会を行ったとか皆書いてあるわけなんです。これは前もちょっと言いましたけども、ですから、事実でな

いことを書かれている善良でない事業者が結構いるなということです。それを担保するために事業者からの一方的な報告でなくて、ちゃんと聞きましたということのための書面です。ですから、ここで100mの人に反対の権利があるとかそういうことではなくて、あくまでも説明会を聞かせてください、その範囲は最低100mですよと。それ以外でも影響のある人については皆さんに周知する。あくまでも地域の問題として皆で聞きましょうと、そういうことです。

(議長) 委員Hはよろしいですか。じゃあ委員Dをお願いします。

(委員D) 今の委員Eの仰った形の中で、合意形成について、距離とは別の話として、合意形成がなされなくてもこれは仕方がない。しかし、その前の努力を一生懸命すればいいと、そういう努力の結果という部分はあとに残るにしても、基本的にそれで皆さんのためですと言ったとしてもそれはそれで仕方がないと、こういう理解でいいですね。

(議長) 委員Eどうぞ。

(委員E) 私の未熟な法的知識で言えば、一般人がほかの人の事業を拒否権を持つということは、そういうことにすると違憲の判断が今まで出ていると思います。要するに、合意するかどうかというのは私はあの人が嫌いだから合意しないとかそういうことも出てきてしまうので、それはできないと思います。ただ、FITの中にも述べられているように、合意形成をするべく最大限を努力をする、そのステップだというふうに考えています。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 今説明をいただきました、最大限努力をする、理解を得たと。これは私も賛成なんですよ。それはすべきだろうと思っています。ただ、今仰ったように駄目だということが言えない、それは確かにそのとおりであろうなと思っていますから。そこらへんの確認だけでできればいいです。わかりました。

(議長) 委員Gさん。

(委員G) こちらの3項目目なんですけども、全体のコンセプトとしては私としても入れるべきものかなと思っています。100mの定義だとかは私も判断ができないので、そこは詳細に議論していくべきかなと思いますけれども、なるべくその説明の範囲というのが、条例の中できちんと我々としても判断できるような基準で書いてないと、どこの範囲から説明すればいいかわからないとか、これが最終的に許可になった場合には、より明確に我々の義務が読み取れるような感じにしないとイケないかと思っていますので、しっかり定義づけしていくということは重要なことというふうに思っております。

一つはこういった形で数字で書くというのがあるんですけども、影響を受ける範囲という、排水で流れていく水の川の先のどこまで説明するかとか、影響の範囲というのを定義するのはまた非常に難しい部分があるので、こういった細かく書いて終わりにする方法もありますし、あるいはその影響の範囲を行政の担当の窓口の評議の上で定めるとか、あるいはある程度大規模なものであれば、こういう市民

の方とか第三者機関みたいなものを設置してそこで影響・説明の範囲という適切なものを定めて業者に課すという方法もあるのかなというふうに思っております。

ほかの項目にも関わるんですけども、説明会のところの①～③に関しても、確かにその分割案件で小さいものでも大規模になってしまうものもあるんですけども、ある程度何らかの形で要件は条例の中にも入れたほうがいいのかというふうに思っております。地元の方で個人でされようとしている方に、100m以内の皆さんに説明会を課すのは妥当なのかどうかということもあるような気もしております。当然我々のような事業者はやるべきかなというようには思っておりますけれども。

あとは、事業計画地に看板を置くということに関しては、ちょっと細かい話になるんですけども、個人の方がやられるときに事業計画段階ではまだ保守点検責任者とか決まっていない方がもしいらっしゃった場合、個人の事業主の方の連絡先を掲載しないといけないことになったときに、その個人の方の連絡先とかがオレオレ詐欺に使われてしまうとかそういうことが発生していることもあるので、個人の事業主の方の情報開示の仕方というのはある程度考えたほうがいいのかと考えております。法人の会社でやる場合は当然最初から情報を出していくべきかなと考えております。

(議長) これについて、委員Eどうぞ。

(委員E) 今の委員Gさんのご意見に関して、私がここで最初に説明すればよかったんですけども、条例骨子案に基づくフローというのが一番最後に付いています。こちらの骨子案の中に入っていないんですけども、その影響を受ける市民の範囲の中で特に災害等に関しては、全ての方はまず北杜市に事前協議を開始していただくということを想定しています。ですから、その段階で防災上大きな範囲という場合もあります。

今大泉で何回も出てくる砂防指定地の所の下に今20件くらいの認定があるわけですけども、これですともしかしたら長坂のほうまで影響が出るかもしれない。ですから、大規模に説明をする必要があると思うんですね。それは市の方に判断していただく。例えば、景観であるとか自然環境でこれは嫌だとかというのは看板を出してもらって、私はここは影響があるからぜひ説明会を聞きたいというのがありますけれども、たぶん今でも白井沢辺りの方たちは、上にそんな計画があるなんてどなたも知らないと思うんですね。ですからそれは市に事前協議をしていただいた段階で、過去の鉄砲水とかそういった事例から、ここまでの範囲は説明をくださいよと。もしかしたらやまびこホールで皆集めて説明しましょうみたいな話になると思います。ですから、そこは市が行政として助言をして、ある程度防災に関しては範囲を事業者に対して伝えるということを考えています。

そして、先ほど個人情報ということを仰いましたが、特にFITに関しては国民の再エネ賦課金で支えられているシステムということで、今認定情報がホームページ上で公開されています。そして、発電事業者としてやる以上は、これについて

は個人としてではなくあくまでも事業者として個人事業者としてやるのでありますから、それについては情報の公開はやむを得ないというふうに考えて事業計画認定も公開されていると思いますので、そこについては一般の個人情報と全く同じレベルで考えるのはいかがなものかと思います。

実際に、設置されたあとは全て標識に電話番号も連絡先も出さなければいけないわけなので、これについては、そこについて何か嫌がらせがあるからということで避けるのであれば、事業者となるのは無理なんではないかと私は思うので、そこはきちっと標識をすべきであると思います。

F I T法では、工事が始まったときに着手してから標識をしなければならないとなっていますが、残念ながら現段階で全くされていません。これも違法です。ですから、そのへんをもう一度しっかり厳しく見ていただきたいと思います。

(議長) 委員J どうぞ。

(委員J) 範囲の100mに関しては私は別に特に近いとか、要するに範囲が広いというような認識はありません。というのは、実際現場でもっと離れてても連絡が入って説明に来てくださいだとか、パネルが見えるからちょっと自分は嫌だという意見もあって説明に行ったりとかは過去にあったので。だから、行政区長がここまで説明に行ってくださいと言うほうがどっちかという重要なポイントかなとは思いますが。100mはもちろん範囲が広いとは私としては思わないです。だから、50mにしなきゃいけないとか業者側としてはそういう意見はないです。私としては100mでもOKです。ただもっと重要なのは、地域で行政区長がもっとしっかりと説明する範囲を明示していただければ事業者としてはやりやすいと思います。この人の所に行ってくださいとか、私から区長に聞きますよね普通。もし事業があれば、区長にどこまで説明に行ったらよろしいでしょうかと聞きたいと思います。そうすればはっきりするので、業者が迷わないのでその部分を明確にしていきたいなど。範囲が広すぎて嫌だということはないということで意見を述べさせていただきます。

(議長) 委員B どうぞ。

(委員B) これからの議論で大切なことでちょっと申し上げたいんですけども、先ほど委員Hから100m以内は問題だと仰いましたよね。ですが、問題だということだけで終わらせるのは、やっぱりじゃあどうすればいいかという話をしていかないかと…

(委員H) 私は問題と言っているのではなくて、自分として理解して納得できる段階ではないと。問題かどうかではないです。

(委員B) ですからそれは同じですよ。

(委員H) だから、今結論が出せないということであって…

(委員B) じゃあどうすれば結論が出せるか。

(委員H) それは私なりに検討したいと思います。

(委員B) ではそういう意見を言っていただきたいですね。どうすれば結論が出せるか。そこまでしないと議論が進みませんので。これだけの問題ではなくて、ただ問題だという指摘だけで終わらせないでいただきたいということです。以上です。

(議長) よろしいですか。委員F。

(委員F) 細かいんですが、①のところでも事前に設置計画を示す基準時点なんですが、今「条例施行日の60日以内且つ説明会開催日の30日前」ということになっていますが、これはもう一つの考え方としては例えば工事着手というのを一つ基準時点にして、工事着手の何日前までという考え方もあるのかなと思って。これは事業者さんに伺ったほうがいいのかもかもしれませんが、要するに、土地の確保の仕方って色々あって、買ってあらかじめ持っていればどういう基準でもやりようがあると思いますが、工事着手の直前から賃貸借の効力の発生みたいなパターンのときは、工事着手を基準にしたほうが基準としてはやりやすいと思ったので、これは意見として。

(議長) 委員E。

(委員E) これは確かに一般のマンションを建設するとか、そういうときは工事着手の何日前ということだと思んですけども、この認定に関しては一体何年後にできるか全然わからないような状態で、今平成25年くらいの認定のものが設置されていたり、認定情報から見ると、もう平成24年に認定を取ったのに全く動きがないとか。設置届出台帳は出ているけどいつ設置されるのかが見えないというのがたくさんあるんです。それで、私自身ももしかしたら全部囲まれているかもしれないんですけどわからない状態なわけですね。

ですから、特にFITの認定に関しては、認定を取っているものについては将来的にいつかわからないけれど、今の場合は接続契約もしてしまっているし、工事負担金も払っているわけですね。ですから、そういった確実にやられるということであれば、やはりそこに設置計画があるということを知りたい。それで、もしこの条例化ができて条例が施行された場合には、既に認定取得済みなのが山ほど1,200、1,300あるわけですから、それがどこにできるかというのは60日以内に標識を付けてほしいと。これは住民として、一体いつ隣にできるか全くわからないという不安の解消のためです。

(議長) 委員Fよろしいですか。

(委員F) 実際それで対応できる場合と、まだ賃貸借の効力発生前で、あまりそういうケースがないのかもしれませんが、一応その一般的なルールになるもので、あらゆる場面で事業者が対応可能であるべきだとは思っているので、この基準で大丈夫なのかなというのは。もし事業者さんでこれで大丈夫だということであれば、私はそれ以上述べないんですが。

(議長) 事業者からありますか。

(委員G) 状況としては、確かにその時点で賃借権とか地上権の発効に至っていない場合も恐らくある可能性があると。地上権設定契約書は締結しているけども発効はしていない場合。それでも事業をやることには基本的にご同意いただけないと設備認定が取れませんので、そこで看板設置自体を拒否される地権者さんというのはあまりいらっしゃらないかもしれませんが、確かにそういった場面が想定される可能性はあるかなと思っております。

(議長) 委員H どうぞ。

(委員H) 委員Bさんのご指摘の点なんですけど、この点は私は説明が必要であると思うんですが、理解した上で、今まで私が最初触れましたように、この問題は電気事業法というかFIT法の問題ももちろんあるんですが、基本的には土地利用の問題。我々は今議論しているし、これは太陽光発電の中で問題化しているという基本的な考えのもとで私は今までずっと思っています。

その中で、先ほど触れましたように指導要綱なんかに書かれている地区住民等についても、これはやはり土地利用の開発の要綱の中での範囲なんですね。ですから今回相当広まっているんで、今回質問させていただきまして委員Eさんのお考えを聞いたんですが、この基準というのは非常に個人によって相当主観的な部分が入ってくると思います。非常に難しい判断があると思います。

例えば、委員Eが「私は30分くらい散歩しますからこの範囲に影響があるんですよ」っていいますと、それはちょっと行き過ぎじゃないかなと。自分が住んでいるんだけどほかの人も住んでいるんだから、そこまで一人の人が私の影響範囲だということちょっと無理があるのかなと。こんなことも色々考えながら、今の段階で判断できない。正直な話し。

100mがいいのかどうか。できたら皆さんの提案ですからこちらに近づけたいと思いますけど、今までやっていたベースにあります。特に区長さんという名前も出ながらの配慮されておりますから。

そういう中で、この対象者の定義には賛成ですけど、ここの部分についてはちょっと今判断はできませんよという意味で言ったんですが、こういうことではまずいんですか。今答えなければ。ここで決めるわけじゃないんですが。

(議長) 委員B どうぞ。

(委員B) 確かなかなか判断しにくいところではありますよね。こういう数値基準を決めるといっても、かなり主観が入るかもしれませんよね。だけど決めなくてはいけないんですよね。ですから、そのために少し猶予がいるというのであれば、次回の委員会でご意見いただければいいし、今日この場ではっきり意見を申しただきたいとは思っておりませんので。お考えいただいて、適切なお意見を出していただければと思います。以上です。

(議長) 委員H どうぞ。

(委員H) わかりました。これは私も2、3回言っていますけど、この提案は市民の皆さん方が提案されて、それを題材に議論していますので、まだここで先ほど皆さんの質問にお答えになったように、ここで決定しているわけじゃないんですよ。ですからここで議論する中で、知識を深め内容を確認して、そのあとで今度条例化するかどうかの面から検討していくわけでありまして。そういう感覚で私は考えてますんで。ですからそういう形で捉えていて、この格好でよろしいですね。

(議長) 委員B どうぞ。

(委員B) 私としては、できるだけこの委員会の場で議論を尽くして先に進めるほうがいい

と思うんで、あまり宿題を作らないほうがいいかなと思うんで、そういう意味ではできるだけ議論を尽くすようにしていただければありがたいと思います。

(議長) 委員 I どうぞ。

(委員 I) 簡単に発言します。地上型太陽光発電、新しい問題、ここ7、8年で新しいテーマというか関心があると思うんですね。あるいは問題があると思うんです。100m問題も一つの詮議上定義しているのでありまして、これに外れる場合は駄目とかいいとか、そういう硬直した線ではないと思うんですよね。

この地形は山があり谷があり、起伏がかなり多い所です。その中に里山があり田んぼがあり畑があると。だから、関係する方というのは私も経験からいけば100m基準、あるいは300mあっても東側とか南側にモジュールが並ぶと、南の光あるいは西の光を受けてものすごく反射するんですよね。反射一つをとっても色々問題を感じる場合もありますし、これまでの行政施策の中で、反射熱が夜まで続いているというような状態も発生しているわけですから、これは柔軟に住民に沿ったところで相談をしていくと。

そのことに関しては国のガイドラインのルールでも述べているように、事業推進が住民との合意形成がスムーズにいかなければ、後々その運営がトラブルのもとになる。火種を残すことになるから十分に心してやってくださいというような趣旨が書かれていると思うんですね。そういったものも踏まえて、反対者が9割でも事業者が事業を進めていいと。そういえるかもしれませんが、それはやはり火種を残すやり方だと思うんで、多少時間を掛けても。そしてまた行政が手も足も出せないんだというような住民と事業者との関係ではまずいんであって、そのへんも言ってみれば組長を先頭にしっかりとした体制を行政の側でもとっていかないとこの地域の問題は深まらないし、地域の民主的な地方自治の力が高まっていかないと、ということがあると思います。以上です。

(議長) 委員 J どうぞ。

(委員 J) 会議に参加してて、100mのことでこんなに時間が掛かっていることに関して、業者側としてそういう問題じゃないと思うんですね。もっと大事なことってあって、100mはもっと狭くしたほうがいいという意見がもしあったとしても、私は100mでも十分近すぎると思うんですよ。さっきの300mでもいいんじゃないかって。だから、説明はなるべく見える範囲はしたほうが、業者としても説明をして納得していただいてやるというのは希望ですよね。納得しないのに工事を進めたくないですよ。正直言って嫌ですよ。だから、逆に広い範囲に周知をしたいです。そしてちゃんと理解をいただいて。反対だから着工できないということはちょっと困りますが、そのところは説明を十分してできる環境を整えて着工すると。それは大事なことなので、条例化するしないに関わらず。

あとはその場所に看板を立てて公表するのも確かにいいことだとは思いますが。要するに、計画はあるけどもいつ作るかわからないというのは、同業他社の情報を欲しいですよね。だから、なるべく早く公表してここに太陽光ができるんだっていう

のが周辺住民にわかれたほうがよりいいと思いますので、ぜひこの場で皆さんの合意をいただいて、あまり細かいことで揉めないでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

(議長) 3項目目はどうでしょうか。先ほど議論はなるべく尽くすべきだということもございましたが、何項目かございました。よろしいですか。

あと30分ほどお時間もございますので先に進みます。4項目目の「防災上危険な地域および貴重な自然環境や景観として守るべき地域を定め、禁止区域とする。」という項目に移らせていただきます。この件に関してご発言をお願いします。委員Hどうぞ。

(委員H) この件に関しては前回の検討委員会の中で、委員Fから2点ほどちょっと慎重に対応しなければならないことがという形で、許可制の問題と禁止区域の指定ということでは委員Fのほうからご指摘があったんですが、これは財産権を制限される問題ですから非常に厳しいと思いますし、また、指定するには住民の理解と、納得までいくかどうかは知りませんがそれと客観的な理由が必要ではないかなと思います。そういう点で、委員Fこのへんはいかがでしょうか。もう少し委員Fの詳しいお考えを聞かせていただけたらと思います。

(議長) 委員Fをお願いします。

(委員F) 前回は申し上げましたとおり、上乗せ条例の構成がどこまで適用させるのかというのは、担当する裁判官によってブレがあるので、その一義的な基準というのはなかなか申し上げにくいところがあります。ただ特に、例えば自然公園の法律でもそうですし砂防法でもそうなんですが、法律上その許可を与えるかどうか。例えば、防災の目的であるとか自然公園の景観の守るとか環境を守るとか、そういう目的のための判断権限を県知事に与えていると。県知事がOKを出しているというときに、それにも関わらずその同じ目的で、しかし市がNOであるということについては、これは明確に同じ目的での上乗せで、しかも禁止ということで非常に効果大きいということで、実際紛争になったときに耐えられるかということについて懸念を持ちます。

それ以外のより制限的な他の選びうる手段ということですね。同じ目的でも禁止とするのではなくて、例えば開発面積が大きい場合に一定の緑地を残すとか、つまり禁止ではないんだけど、事業者としてやってもらうべき対応を守る基準みたいなものを追加的に定めると。そういうところについては、実際それで事業ができなくなるということであればまた別ですが、それを守りながら事業者努力できちんと事業ができるという条件でそういう追加的な条件をします。そういった形であれば、そういった訴訟リスクにも耐え得る余地が出てくると思うんですが、明確な禁止というのはなかなかリスクがあるものだというふうに私自身は思っているところです。

(議長) 委員H。

(委員H) 私もそう思います。やはりこれは住民や所有者、権利を持っている方たちが納得する部分が必要だと思いますし、知らない間に勝手に網をかけられて自分の土地は

作れないということはとんでもない話であって、これは民主主義の中では許されないと私は思います。

そこで今度は委員Eにご質問なんですが、もし今回の条例を制定していくならそんなに長い時間は取れませんから、これはそこまででは非常に期間的に厳しいと思います。そこでその前段階的な形として、まちづくり条例の中に地区まちづくり計画というのがあるので、ある地域を定めてその地域の皆さんが自分たちで規制をしようということ、こうあるわけですね。ですから、私はもちろんそういう形で住民の意思としてそれをやったほうがより現実的であろうと。こんな感じがしますがその点はいかがでしょうか。

(議長) 委員E どうぞ。

(委員E) まずこの設置禁止区域、ここに書いてある国立公園、国定公園、保安林、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、これが基本です。そこに対して、もしそれ以外に本当に北杜市としてはこの景観なり自然環境は絶対に守りたい、非常に貴重な生態系があるとか、そういったことが指定できるということで考えています。今のまちづくり条例の話ですと、保安林、砂防指定地、まちづくり条例かっていう、非常に疑問に思うんですけども、まずは法的なことはちょっと横に一回置いておいて。本当に皆さん砂防指定地、保安林、土砂災害特別警戒区域に太陽光ができていいんですか。そういう所に作っていいと思いますか。そこが一つです。

そこはちょっとまた考えていただいて、そして、先ほど委員Fが仰いましたけれども国立公園・国定公園については、平成27年と29年に太陽光は特別区域の2,000㎡以上、普通地域の1,000㎡以上については許可基準が設けられました。ですから、ここを北杜市が禁止するということは上乘せ条例です。ですから、北杜市にとって国立公園・国定公園3つがあることが本当に重要で、私はそこに太陽光を設置をしたら、特に南アルプスの国立公園のエコパークにも入っている所で本当にいいのかというところを思って上乘せを考えました。

ただ、それ以下の保安林、砂防指定地、この土砂災害防止法などは、残念ながらFITができる前の古い法律であって、砂防法は明治の法律です。ですから、じゃあその中で禁止していないというのは積極的に禁止しないことを基本として法律が作られているかという、私はそうではないと思います。趣旨目的が基本的には異なっていると私は考えています。ですから、法律上に太陽光というのは全く想定されていないという事態において、やはり北杜市としては実際砂防指定地に作られてしまったという前提がある以上は、本来は上から土砂が落ちてきて、それを受ける場所です。そこに太陽光が並んでいるんです。ですから一緒に土砂が流れたら下の長坂の白井沢まで太陽光パネルが流れていくかもしれない。そういう事態を考えれば、やはり法律がないということは、そこは積極的に禁止しないという理由では私はないと思うので、ここに関してはちょっと見解が違いますけれども、法律家の方も色んな意見があるんですが、これについては問題がないという意見の方が非常に多かったです。

ですから私はこれに関しては、土砂災害特別警戒区域というのは法律では人は住んでもいいけれども、建築基準法上でその構造は一般の家とは違うように作らなければいけない。そして、その人たちが問題があったときにすぐに逃げられるようにということで、太陽光のことは全く考えていないんです。ですから、そういう所に無人のパネルが大量に並ぶということは本当にいいことなのかと考えれば、色々な法律的に最終判断というのはあるかもしれないけれども、北杜市には私は絶対必要だと。特に国立公園・国定公園は既に法律があるので、ちょっとその上乘せ条例は若干難しい部分はあるなど私は確かに思っていますけれども、その他の部分に関しては住民の安全ということ、これは景観とかそういう問題ではなくて住民の安全、命の問題です。生命と財産を守るのは地域の行政の仕事です。これは私は絶対やるべきだと思っています。

(議長) 委員Mどうぞ。

(委員M) 委員Fに聞きたいんですが、例えば土砂災害特別警戒区域、砂防地域でパネルを設置していて、大雨で流れて人災に遭った場合、その保障については開発事業者と市も許可を出しているから負うと思うんですが、それについての見解をお聞きしたいです。

(議長) 委員Fどうぞ。

(委員F) 工作物の設置の責任ということで、原則として事業者が責任を負うことになると思います。ただ、実際の不可抗力的な場合にどうなのかというのはちょっとグレーなところがあると思いますが、特に危険性がある中で適切な対応を行っていなかったという場合においては当然責任を負うことになっていると思います。

市のほうの責任ですが、まさにある意味許可制をとることの一つの市としてのリスクということと言うと、許可を出しているじゃないかということと一緒に訴えられるということは出てくる可能性はあります。今の砂防の危険性についても市が許可の対象にして市が審査するという前提ですが、そういう事態が上乘せじゃないかというのは先ほど申し上げたとおりで、もし市として許可を出すというその対象にしたときに、しかしその判断が不適切で流れていってしまったということになれば、市も責任を問われる可能性はあるかなと思います。

(委員M) もう一点だけ。例えば禁止区域は法的にちょっと問題があると思うんですが、抑制区域にすればこれは問題ないのでしょうか。これは既に全国の44の地方自治体で、抑制という言葉で条例化している市町村があります。そのへんについて、見解がもしわかれば。

(議長) 委員Fどうぞ。

(委員F) ちょっと抑制の意味をあとでご説明いただければと思うんですが、それ以外の先ほど申し上げたとおり、より完全禁止ということではなくて、例えば林を残すという意味で開発地の一定割合以上を林地として残さなければいけないとか、そういうのは許容される範囲になってくるとは思いますが。

(議長) よろしいですか。委員Bどうぞ。

(委員 B) 委員 F にちょっと確認したいんですけど、保安林とか砂防指定地とか古い法律で、太陽光とかを作る想定をされずに作られた法律で問題があった場合にそれを補うために条例化するというのはそれは上乘せにはならないんですか。

(議長) 委員 F どうぞ。

(委員 F) 確かに法制定時においては太陽光施設というのはなかったと思いますが、ただ、砂防法などにおいてはまさにそういった水害防止などのために、あるいは土砂が落ちてくるという事態を防ぐために許可制度をとっていてその中で審査をします。で、県知事が要件を踏まえて安全性を満たすかどうかということ審査するという。その範囲では今回達成しようとしている面と同じ目的の部分があるので上乘せにはなると思うんです。

古い法律だからということだけで上乘せしていいというロジックには直ちにはならないと思ってまして、ただもちろんそのあとの事象変化を踏まえて、本当は砂防法、これはもちろん国のほうの責務であって、色々な形でこういった事象を踏まえて許可基準・審査基準についても、太陽光を念頭に置いた基準というのも本当は設けるべきなんでしょうけど。それをやっていないのは国としての立法政策の問題だと思いますが、ただ現状の立法の判断というのは今の基準であって、それに基づいて県知事が反応するということになっているので、それを市のほうで別途同じ目的でジャッジすることは、法律上は想定されていないというもので。判断が分かれるというのはまさに仰られたようなロジックも踏まえて、別の意見を仰る法律家の方もいらっしゃると思いますし、そういうご意見が完全におかしいということは申し上げないんですが。ただ上乘せ条例であること事態が変わらないと私は思いますし、リスクがないということも申し上げにくいです。

(議長) よろしいですか。委員 A どうぞ。

(委員 A) 色々助言いただいてありがたいんですが、我々が基本的に考えなきゃいけないのは、そういう事故が起こったときに保障したら済むじゃないかと。命をお金に変えるようなそういう考え方は是非やめてほしい。逆に言うと、予知できる範囲のところはやめろと先に言うんですよ。事業者は健全な場所でどんどんやってもらえればいいです。なぜそういう場所に事業者の方がいらっしゃるのか、今日終わったあとで聞きますけど。土地がべらぼうに安く入って、利益率が高くなるから、それは健全な事業者じゃないんです。そういう方たちを排除することは健全な市民からしたら決して悪いことではないんです。ましてや、もしそういうことが起こったら裁判で負けたら解決すればいいじゃないか、保険掛ければいいじゃないか、そういうことをここで排除した中で条例案というのは考えてほしい。そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

(議長) 委員 I どうぞ。

(委員 I) 今の委員 A の意見にちょっとだけ付け加えたいんですけども、委員 F が上乘せ条例になるというようなお話では論理的にそうなったかとは思いますが、気象異常は目にみえて発生しているわけですけども、もしも太陽光を含む土砂災害が

下流に向かって発生した場合に、そこで人命に関わる事故に発展していくというような場合、取り返しが見つからないわけですよ。そういった場合は法律があつて上乗せした、あるいは上乗せの条例はできないということになれば、その法体系は人命にとって役に立たなかったということになりますよね。予測できなかったという点でね。そのへんはどうでしょうか。

(議長) 委員F どうぞ。

(委員F) そういう評価を受けるということだと思います。加えて都道府県知事の判断も介在していますから、そのときの審査というものが許可を出したという判断が適切だったのかということも当然問われるというふうに思います。

(議長) よろしいですか。委員E どうぞ。

(委員E) 先ほどの砂防法に関してちょっと一つ追加させていただくと、砂防法の法律自体の理念としては、太陽光の設置は本来は認められるべきではないというふうに私は解釈します。ただ、なぜ今回できてしまったのかというのは、違法伐採という行為があつたんですけれども、そのあとに、山梨県の砂防指定地管理条例の中に2m以下の掘削は軽微な行為で許可を要しないというふうになっているわけですね。そのときは平成15年ですから、作った人がどう考えたかわからないですけども、例えば杭を打つとか電気設備の何か、本当に一つの掘削と。それが砂防指定地全部を埋め尽くすように太陽光のための単管パイプを打込むということは全く想定されていなかったというふうに考えますので、砂防法の本来の趣旨として、人命を守るために砂防ダムというものを作り、そして砂防指定地というものを指定するという考え方からすれば、基本的には私はその範囲内ではないかと一つ思います。

そして、本当に砂防指定地は全く法律の穴だらけという感じなんですけども、本来は全て国交省の名義で用地買収をして登録すべきなんです。そのようにずっと昭和45年から指導されているというのは国交省にも確認しました。ただこれは残念ながら法律ではないんですが、通達としてそういった形をやられている。たまたま山梨県にはそれが漏れてしまった民有地のまま放置されている砂防指定地があつたということなんです。

ですから、そういうことを考えればやはり砂防ダム、砂防堰堤というものの存在の意味というのを考えれば、人命を守るために砂防堰堤があり、そこに全く別のものが設置される。そういうものを北杜市としては上乗せであろうが、法律の不存在的部分を補う意味であろうが、訴える人は誰でも訴えるんですけど、私は最終的に裁判で勝てるかどうかというリスクは関係なく、やはり地域住民の生命と財産は非常に脅かせるということをお優先すべきなのが行政の判断じゃないかと思います。

(議長) 委員J。

(委員J) なんとなく議論の内容が理解できましたので私の意見を言わせていただきます。例えば砂防指定地に土地を持っているという業者が、そこを承知でやっても何か起きた場合に、業者側がリスクとしてそういう場所に設置することが判断してできるかどうかという問題もあると思うんですね。ですから、実際に条例化するときの

内容や条文とかを作るときに、委員Fがもうちょっと具体的な案を出していただいて、考え方の原則としては砂防指定地に太陽光をやるのはよくないかなど。業者としても避けたいなど。だから、今既に土地を持って認定がとれているとすれば、私はその業者はよくない業者だと思います。そこに土地を買って太陽光の認定をとってこれからやろうとしている人がいるとすればね。普通はあえてそこでやろうとはしないですよ。だから、そういう観点から規制するのはいいのではないかなど。

ただ、具体的にその条例として作るときにこの場であまり細かいことを掘り下げよりは、考え方としていいんじゃないかなというのが私の意見です。だから、具体的な法律論に関しては専門家にお任せしたいと思います。

(議長) 委員Cどうぞ。

(委員C) 今の件で、前任の佐藤先生は現場を視察するべきであると。ただ、そのあとに病気ということで出られなくなったんですけど。数人の方は参加していませんけども、我々委員は現場を9ヶ所視察をしているんです。委員Fは既にこの新しい契約の中で北杜市の現状・現場をご覧になっていますでしょうか。それによって、机上での判断と実際の現場を見てできる判断では変わってくる可能性が。いくら委員Fさんとしてのお仕事があるにしても、現場に合ったものが必要だとは思っていますので。視察をもしやるんでしたら我々も用意しますので。あるいは市にしても事務局にしてもやっていただいたほうがいいと思いますので、ぜひ最低皆さんが見た所を押さえていただいたほうがいいんじゃないかとは思いますがどうかでしょうか。今までご覧になりましたでしょうか。

(議長) 委員F。

(委員F) そういう意味では、この市内における実地での見たというのはないですね。こちらに向かう途中にいくつか太陽光設備があるというのは見えています。ただ、前回市民委員のどなたかからいただいたDVDについては全部見ました。朝の情報番組等でまさに委員Lさんの周囲なども報道されて。そういう状況を画面では見ているというのが現状です。

(委員C) できればぜひ現場を見ていただきたいと思います。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 先ほど委員Eが縷々説明されたことに対して、それでも委員Fは条例化は適切でないというお考えかどうかはちょっとお聞かせいただきたいです。

(議長) 委員Fどうぞ。

(委員F) 今伺ったお話もなるほどなと個人として思うところがあります。一方で、既にここでコストをかけて事業認定をとっている、それがこういった地域で開発することが妥当か妥当でないかという意味でいうと、もちろんそこは疑問もあるわけなんですけども、ただ、そこに土地を場合によっては買っているかもしれない、既に投資をしているかもしれないと。そして、法律の要求されている都道府県の該当行為に基づく許可をとっているというときに追加で市が、基本的には同じ目的ですよね安全という観点で。安全という観点で現行法令の枠組みの中で県はOKと言ったんだ

けれど、市が事業を駄目だと言うことについては、やはり法的になかなか問題は拭いきれないなというところがあります。

先ほど申し上げたとおり、どの裁判官も一致する基準があるというわけではないので、そのリスクをとりながらそれでもルール化するというのはあるかもしれませんが、実際に事業ができなくなった事業者がいればかなりの損害が生じるということは認識する必要があるのかなど。同時に、同じ目的を達成できる、より制限的でない他の方法がないのかなどということは思うところでありまして、規模の大きいものほど影響が大きいということがございますから。そういった地域において行うプロジェクトについては、繰り返しになってしまうんですが、一定の林地を残すとか新たに敷設するとか、そういった行為義務を課すことによってバランスをとるというか、それによって実際砂地が降りてきてしまうという影響をできるだけ下げながら、事業者においても当初予定してた計画通りではないかもしれないけれども一定の事業の余地を残すようなルートがないのかなどということを少し思うところではあります。

(議長) ご意見があると思いますが、閉会の時刻がきていまして、この件の4項目目についての議論は次に持ち越しますか。ここで終了ということによろしいですか。次回のこれのことについてお伺いしたいのですが。なければ4項目についてはこれで終了して、次回は5項目目からですね。

(委員A) まだ終わっていないと思います。

(議長) はい。じゃあ次は4項目目から続いて行いたいと思います。

次の開催を決めたいんですが、その前に最初のほうで委員C、短くお話ができませんか。

(委員C) 先ほど、一番目に質問しようと思ったんですけども。前回の協議時間の半分以上を使って、経産省と山梨県からお話されました。それもほとんど資料は無しでパワーポイントがあった国の方とは情報量が違いますけれども、あの時間であのボリュームでプレゼンテーションするというのは、私は民間の出ですけども、今日色々資料が出てきましたけれども、先に資料をもらってあれでしたらわかるんですけども、あの半分の時間は無駄だったと私は思っています。とりあえずこういう資料が出た分だけ違うかなと思いますけれども。それで委員長が再生可能エネルギーの太陽光以外の話でやっている、実際はあの話の中ではほとんど太陽光の話であった。特に県の方は太陽光の話で終始したと思いますけども。議事録が出てないので全く私も記憶していませんが。

そこで私が今言いたいのは、非常にあれは前々回のときにぜひそれをやるべきだと仰った委員長が、委員長の感想としてはあれが成果あると思いますか、どうですかかって聞きたかったんです。

(議長) 私としても一度限りで、どうでしょう、皆さんも納得いかない委員Cも仰っているので、機会があればまたご用意したいなどは思って思います。準備等も行き届かなかったため、それと予定もお伺いしなければならない、もちろん来ていただく

関係者の皆様にも予定を聞かなければならないということもございましたので、この前の内容についてはお許しいただきたいなと思います。ただ、一度限りではないと思いますので、またそういう機会をぜひ作りたいという皆様のご意見がありましたら、今後申していきたいなというふうに思っております。どうかこのへんでご理解いただきたいと思います。お時間がきているので。

(委員 E) すみません、20秒くらい。

先ほどの話からで、委員 F に私はここでぜひ現場を見ていただくと。やはり視察をして皆で共通の認識を持った上でお話をしないと、本当に机上のお話だけで終わってしまう。法律のために人が生きているわけではなくて、人を幸せにするために人の問題を解決するために法律があるのが基本だと思います。ですから、ぜひ視察をするということを事務局含めて確約していただきたいと思います。

(議長) この場でですか。

(委員 E) この場で。見ないで本当にこれを話し合おうを思っているのかと私は疑問に思っています。そして、皆で見るということで視察が決行されたわけですが、残念ながら佐藤委員がその日は欠席された、そして人が変わった以上は、もともと皆さんで散々揉めた結果、委員全員が視察をするということで決定したわけです。ですから、遅ればせながらもお忙しい中大変申し訳ないですけども、ぜひ同じように見ていただきたい。幾らでもご案内いたします。

(議長) 委員 F、これについてはご都合もございます。

(委員 F) 日程調整の上で見るということは可能です。

(議長) それでは、次回開催の日程について皆さんにお伺いしたいと思います。なるべく早い開催ということは毎度私のほうも皆様からお聞きしています。できれば今月の中でというふうに私も考えているんですが、どうでしょう。今月といっても月も最後のほうになってしまいますが。私の意見としてですが、31日はどうでしょうか。今月といっても最終日になりますが、それ以上延ばすとかなり厳しいので、どうか皆さん譲歩していただきたいなという気持ちも込めて末尾ですが、どうでしょうか。時間としては1時半から開催ということになりますが。8月にならないということだけでご容赦いただいてどうでしょう。

(一 同) 異議無し

(議長) ありがとうございます。それでは次回開催については、7月31日火曜日の午後1時半から3時間程度の時間をもって開催させていただきたいというふうに思っています。すみません、委員 F のご都合のほうは。

(委員 F) 大丈夫です。

(議長) ありがとうございます。それでは、7月31日火曜日の午後1時半からの開催したいと思います。会場等の内容については改めて事務局から通知を発送するようになります。

それでは本日の議題について全て終了しましたので事務局にお返しいたします。皆様どうもご協力ありがとうございました。

(事務局) 委員長、議事の進行ありがとうございました。視察の関係についてはまた協議を検討させていただきたいと思います。

それでは閉会の言葉を坂本副委員長お願いいたします。

(副委員長) 本日は長時間にわたって熱い議論をありがとうございました。また次回、7月31日ということで皆さんよろしく申し上げます。それではこれもちまして第7回北杜市太陽光等再生エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

9 閉会

会議終了 午後4時40分